

令和 3 年

第 6 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 3 年 6 月 1 5 日

閉会：令和 3 年 6 月 1 6 日

福岡県東峰村議会

令和3年 第6回東峰村議会定例会

招集年月日 令和3年6月15日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和3年6月15日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和3年6月16日 12時32分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	高橋 弘展	○
5番	長澤 貞義	○	6番	高倉 寛視	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	泉 守	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	眞田秀樹
教育長	縄田淳一		
総務課長	野寄和秀	企画政策課長	城辰也
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	岩橋一成
保健福祉課長	國松直美	建設水道課長	金田剛紀
教育課長	室井紀代子	災害対策室長	樋口修一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

報告第1号	令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
報告第2号	令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
報告第3号	令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
議案第32号	東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について
議案第34号	令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について

議員提出議案の題目

選挙第1号	東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
発議第1号	新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)

2番 梶原光春議員 3番 黒川隆康議員

第6回 東峰村議会定例会会議録

令和3年6月15日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和3年 第6回東峰村議会定例会議事日程

令和3年6月15日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 報告第 1号 | 令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告 |
| 日程第 7 | 報告第 2号 | 令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告 |
| 日程第 8 | 報告第 3号 | 令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告 |
| 日程第 9 | 議案第 3 2号 | 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 3 3号 | 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について |
| 日程第 11 | 議案第 3 4号 | 令和3年度東峰村国民健康保険事業歳入歳出補正予算（第1号）について |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和3年第6回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 2番 梶原光春議員、3番 黒川隆康議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和3年第6回東峰村議会定例会の運営につきましては、6月7日に議会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、議案につきましては、報告が3件、条例の一部改正が1件、補正予算が2件、選挙が1件、発議が1件、合計8件の議案が予定されております。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日15日から22日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定しております。</p> <p>16日には、引き続き一般質問を行い、議案の審議、質疑、討論、採決を予定しております。</p> <p>また、議案配布の折に、議会運営委員会に関する通達事項を配布しております。この通達事項につきましては、議長より、議会運営に関する事項を議会運営委員会に諮問いただき、議会運営委員会で協議をした結果を、議員各位に遵守すべき事項として通達を行うものであります。</p> <p>通達事項につきましては、1から4の4項目について、事前に通達を配布しておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>また、地方自治法の関係条例及び東峰村議会会則の抜粋につきましても、配布しておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>また、改めてですね、内容につきましては確認いただき、ご理解のほど、よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日15日から22日までの8日間といたしたいと思います。</p>

	<p>お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、6月15日から6月22日まで8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>改めましておはようございます。 本日は、令和3年第6回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙中の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。 さて、緊急事態宣言の延長を受け、新型コロナウイルス感染者数も全国的に減少が見られ、また、ワクチン接種も全国的に接種率が上がっております。 菅首相との党首討論でも、菅首相は、希望する人すべてが10月から11月にかけてワクチン接種が終えられるよう考えを示しております。 本村では6月16日、明日まででございますけれども、65歳以上の高齢者約360名、施設入居者約110名の2回目の接種を終了する予定です。 また、既に2クール目の1,170回分のワクチンも入荷しており、6月21日からの接種で、7月下旬までには希望する65歳以上の方々のワクチン接種が終わる予定でございます。 しかし、十分な準備をして臨んだワクチン接種でございますが、予約受付等で村民の皆様にはご迷惑をおかけしたことも事実でございます。 また、村民の皆様からは、スムーズなワクチン接種ができたことのお言葉もいただいておりますが、今後も村民の皆様にご迷惑をおかけしないよう努めてまいる所存でございます。 オリンピック開催につきましては、先日のG7会議において、菅首相は、感染対策を万全にし、安全・安心な大会を実現すると開催に向けた決意を示し、全首脳から力強い指示をいただいたとの報道もあっております。オリンピックが無事に開催され、アスリートの努力が報われる大会を心から期待するものです。 それでは、本定例会に執行部から提案をしております、議案等についてご説明を申し上げます。 本定例会には、繰越計算報告3件、条例の制定について1件、補正予算について2件、計6件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 報告第1号、令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、令和2年度一般会計予算から令和3年度予算に繰越明許費として繰り越す予算につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。 報告第2号、令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、令和2年度簡易水道事業特別会計予算から令和3年度予算に繰越明許費として繰り越す予算につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。 報告第3号、令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告につきましては、令和2年</p>

	<p>度一般会計予算から令和3年度予算に事故繰越しとして繰り越す予算につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。</p> <p>議案第32号、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、上程させていただくものです。</p> <p>議案第33号、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億1,578万8千円を追加し、歳入歳出総額を36億9,743万9千円とするものです。</p> <p>歳出では、議会赤外線会議システム更新400万円、総務費財産管理費590万6千円、税務総務費117万7千円、国保基盤安定拠出金35万3千円、児童福祉費子育て世帯生活支援225万円、老人福祉費特老管理費2,750万円、農村環境整備費180万円の減額、商工施設管理費80万6千円の減額、観光施設管理費190万2千円の減額、村有河川改修6,500万円、学校管理費感染症対策等160万6千円、小学校教育振興個別最適化事業130万円、中学校教育振興費15万8千円、公共土木災害復旧費1,104万6千円を計上しております。</p> <p>歳入としましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、地方債を、それぞれ計上しております。</p> <p>議案第34号、令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに35万3千円を追加し、歳入歳出総額を3億3,630万円とするものです。</p> <p>歳出では、総務一般管理費職員手当として35万3千円を計上しております。</p> <p>歳入としては、一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第11までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	<p>日程第6 報告第1号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。</p> <p>令和3年6月15日提出、村長名でございます。</p> <p>令和2年度東峰村繰越明許費計算書でございます。</p> <p>この表でございますが、左側から、予算区分の款項、それから事業名、それから繰越明許設定額というふうでございます。</p> <p>この設定額につきましては、3月の定例会及び3月25日の臨時議会におきまして、補正の計上をさせていただいた設定額でございます。</p> <p>今回翌年度繰越額というものが、この計算書に基づく金額となります。</p> <p>その左の財源内訳というものが右側に続いておりまして、既収入特定財源、今回すべてありませんが、令和2年度中に収入のあったものというふうにご理解いただきたいと思います。</p>

	<p>思います。</p> <p>それから、未収入特定財源、こちら令和3年度中に収入が発生するもので、国庫支出金、県支出金、村債、その他とございます。その繰越額から未収入特定財源を引いたものが一般財源というふうに記入させていただいております。</p> <p>それでは、上から予算区分と事業名を朗読させていただきます。</p> <p>総務費、企画管理一般事業、ほうしゅ楽舎再建事業でございます。</p> <p>それから、総務管理費の緊急経済対策地方創生臨時交付金事業、これは、新型コロナウイルス感染症対応のものでございます。それから選挙費、県知事・県議選挙。</p> <p>保健衛生、予防対策一般経費、新型コロナウイルスワクチン体制の確保でございます。</p> <p>農村環境整備はため池劣化調査、それから林業費は3項目ございまして、林道事業に係るもので、林道城ヶ迫線の改良、それから緊急自然災害防止対策事業、林道防災工事ということでございます。それから県代行の林道五駄・土地山線、これが林業費として計上しております。</p> <p>商工費、東峰村観光拠点づくり・周遊促進事業、こちらは道の駅の売場の改修工事に係るものでございます。</p> <p>土木管理費、登記事務、山の神地区治山事業に係る登記事務でございます。</p> <p>それから、水源地整備事業、水源の森交流館関連工事ということで計上しております。</p> <p>それから河川費、緊急自然防止対策事業、村有河川改修工事に係るものでございます。</p> <p>災害復旧費が3項目ございまして、公共土木施設災害復旧事業、農地・農業用施設災害復旧事業、林道災害復旧事業。</p> <p>繰越明許費の設定額、これは、前回の議会で計上していた総額が12億1,287万1千円。今回繰越明許計算を行った翌年度繰越額は10億6,071万2千円となります。財源内訳は割愛させていただきます。</p> <p>以上、繰越明許費繰越計算書の上程をさせていただきます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 報告第2号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。</p> <p>令和3年6月15日提出、村長名でございます。</p> <p>こちらは簡易水道事業特別会計の予算となりまして、令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書でございます。</p> <p>表の見方といたしましては、先ほどと同様でございます。</p> <p>2款総務費、1項総務管理費、事業名、一般管理費、災害復旧の工事費でございます。</p> <p>繰越明許費の設定額、こちら3,000万円と計上させていただきましたところ、今回の計算書によりますと、翌年度繰越額は2,950万円。既に収入のあった特定財源はございません。</p> <p>国庫支出金836万2千円、村債410万円、一般財源1,703万8千円となります。以上となります。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 報告第3号「令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>

<p>総務課長</p>	<p>12ページ、報告第3号「令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」 地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。 令和3年6月15日提出、村長名でございます。 こちらにつきましては、一般会計におきまして、令和元年度から2年度へ繰越明許の 手続きを行いました。が、事情により事業の完了ができなかった事業につきまして、さら に令和3年度への事故繰越しという繰越計算書を報告させていただきます。 繰越計算書、左側から予算区分を朗読させていただきます。 総務費、1項総務管理費、財産管理費、伝説の桜公園銘板設置工事99万8千円。同 額を一般財源として事故繰越しをさせていただきます。資機材の納入の遅れによるもの でございます。 11款災害復旧費、1項災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、支出負担行為8、 714万6,400円が、真ん中辺りにですね、2つ目の支出負担行為予定額というも のがございまして、2,785万3,600円。この額を合わせた金額が翌年度繰越額 ということで、1億1,500万円というふうになります。 それから、財源内訳はご覧のとおりで、説明といたしましては、平成29年度災害復 旧工事の工期の遅れ、延長、他事業との関連等ございまして、事故繰越しの手続きをさ せていただきます。 それから3行目、農地・農業用施設災害復旧事業、支出負担行為額9,068万80 0円、それから、支出負担行為予定額3,231万9,200円、翌年度繰越額1億2, 300万円となります。こちらにつきましても、平成29年・平成30年度災害復旧工 事の工期の遅れ等によりまして、事故繰越しの手続きをさせていただきます。以上とな ります。</p>
<p>日程第9</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第32号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について」 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>13ページをお願いいたします。 議案第32号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和3年6月15日提出、村長名でございます。 提案理由、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生 じたためでございます。 1ページ開けていただきまして、14ページ。 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。 こちらは3条立てとなっております。 まず、はじめ第1条、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を次のように改正する。 新旧対照表でございまして、右側が現行、改正案が左側で、パートタイム会計年度任 用職員の期末手当、こちらは19条からですね、5行下りまして、下線の部分でござい ます。こちらは給与条例ですね、一般職の給与条例。 第19条第2項中100分の130とあるのは、次項において、再任用職員において 適用する率と読み替えとする。「また」を追加いたします。</p>

	<p>こちらは再任用職員の率を採用するというを、パートタイム会計年度任用職員に謳ったものでございます。</p> <p>続きまして、15ページ、第2条、こちらも新旧対照表の改正案のほうをご覧くださいと思います。</p> <p>このフルタイム会計年度任用職員の期末手当、第12条の4行下りまして、下線の部分、100分の125、それから、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、19条の最下段部分でございます。100分の120。こちらは前年度一般職の職員給与の改正、人事院勧告に基づく改正でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>第3条、新旧対照表の改正案でございます。フルタイム会計年度任用職員の期末手当、12条に記載されてある部分につきましては、その100分の125、100分のなにがしというものを、再任用職員に読み替えることによって、一般職の給与等の改正を行った場合に、読み替えられるように改正するものであります。再任用職員とあるのは、フルタイム会計年度任用職員と読み替えるものとする。ということでございます。</p> <p>それから、17ページの上から3行目、第19条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、こちらも同様にですね、再任用職員とあるのはパートタイム会計年度任用職員と読み替えることで、一般職員の給与改定を行ったときに、同時にフルタイムとパートタイム会計年度任用職員の率が構成されるというものでございます。</p> <p>17ページの一番下、欄外になりますが、附則とございまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は令和2年4月1日、第2条の規定は令和2年11月30日、第3条の規定は令和3年4月1日から適用する。</p> <p>2条は一般会計任用職員の専決の期日、それから、令和3年度以降の条例ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上、提案させていただきます。</p>
休憩	
議長	<p>10時5分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(9時58分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時05分)</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第33号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」 補足説明を各担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第33号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,578万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,743万9千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和3年6月15日提出、村長名でございます。</p>

	<p>19ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>11款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額125万円。</p> <p>12款県支出金、2項県補助金、130万円の補正。</p> <p>15款繰入金、2項基金繰入金、補正額3,723万8千円。</p> <p>18款村債、1項村債7,600万円。</p> <p>歳入の補正額の合計1億1,578万8千円、合計36億9,743万9千円でございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款議会費、議会費の補正額400万円。</p> <p>総務費、総務管理費590万6千円、徴税費117万7千円。</p> <p>3款民生費、社会福祉費35万3千円、児童福祉費225万円、老人福祉費2,750万円。</p> <p>6款農林水産費、1項農業費、180万円の減額でございます。</p> <p>7款商工費、1項商工費、80万6千円の減額、2項観光費、190万2千円の減額でございます。</p> <p>8款土木費、3項河川費6,500万円、10款教育費、2項小学校費290万6千円。</p> <p>それから、21ページの最上段でございます。3項中学校費15万8千円。</p> <p>11款災害復旧費、1項災害復旧費1,104万6千円。</p> <p>補正額1億1,578万8千円、合計額36億9,743万9千円でございます。</p> <p>22ページ、第2表地方債の補正。</p> <p>起債の目的、災害復旧事業債、災害復旧事業債、小災害復旧事業債。</p> <p>限度額1億2,490万円、1億2,200万、290万円が補正前の限度額でございました。</p> <p>補正後の限度額1億3,590万円、内訳は1億3,300万円、290万円でございます。</p> <p>下の段に入ります。</p> <p>緊急自然災害防止対策事業債、こちらは5,350万円が補正前の限度額でございましたところ、補正後1億1,850万円、6,500万円の増でございます。</p> <p>次は割愛させていただきまして、25ページをお願いいたします。</p> <p>2歳入、11款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、補正額225万円。こちらにつきましては、子育て世帯特別給付金が充てられております。</p> <p>教育費国庫補助金80万円、こちらは学校保健特別対策事業費補助金とあります。</p> <p>それから、5款農林水産費国庫補助金、180万円の減額でございます。こちらは農業用水路等長寿命化防災・減災事業の減でございます。</p> <p>12款2項7目教育費県補助金、130万円の増額。福岡県重点課題研究指定委嘱事業。</p> <p>15款2項1目財政調整基金繰入金573万8千円、12目施設改修費等基金繰入金3,150万円。</p> <p>18款1項9目災害復旧事業債1,100万円、12目緊急自然災害防止対策事業債6,500万円。以上でございます。</p> <p>それから26ページ、3歳出の2枠目となります。</p> <p>2款総務費1項総務管理費、5財産管理費、補正額590万6千円。</p> <p>内訳といたしましては、11節の委託費15万6千円は、つづみの里のし尿くみ取り料、それから12節の委託料575万円、浄化槽保守点検料（指定管理施設）。</p>
--	---

	<p>令和3年度より指定管理料の見直しが行われまして、電気保安に対する業務、それから、浄化槽の点検等につきましては、管財のほうで対応することになりましたので、このような補正となります。以上です。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>26ページ、中段をご覧ください。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費、27節操出金として、職員給与等操出金35万3千円を計上しています。国保特別会計から支出する対象職員の手当の変更に伴うものです。</p> <p>続きまして、同じ民生費、2項1目児童福祉費、12節委託料、これは、子育て低所得世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給のための、児童手当のシステム改修費及び事務費が必要ですので、100万円を計上しています。</p> <p>同じく19節扶助費につきましては、同給付金の給付費125万円を計上しています。これは、支給児童見込み人数25人に児童一人当たり支給額5万円を掛けた金額です。見込み人数につきましては、国が、児童手当支給児童の実数から算出したものです。</p> <p>続きまして、3項9目特別養護老人ホーム管理費、18節負担金補助金及び交付金、施設修繕費等負担金として2,750万円を計上しています。これは、宝珠の郷ガスヒートポンプ空調設備更新工事に伴う費用のうち、村の負担分として計上しています。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目税務総務費の12節でございますが、土地災害特別警戒区域評価データ整備事業の委託料117万7千円の補正ですが、福岡県により、令和3年3月に土砂災害特別警戒区域の見直しが行われたことに伴いまして、宅地評価の見直しのため、評価データの整備を行うものでございます。以上です。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項6目農村環境整備事業、補正額180万円の減額です。</p> <p>こちらにつきましては、12節委託料になります。ため池劣化状況調査ということで、3月の臨時会の折に令和2年度の補正をさせていただき、全額繰越しということでさせていただいております。当初は3年度に予算として計上しておりましたけれども、そういったことで、令和2年度の補正繰越しということになりましたので、今回減額をさせていただきます。</p> <p>それから、7款1項3目商工施設管理費です。補正額が80万6千円の減額です。</p> <p>こちらにつきましては、12節の委託料、先ほど総務課長のほうからありましたが、指定管理施設の浄化槽等の点検料を、指定管理料の中で計算をしておりましたが、その分の減額ということで、この80万6千円は小石原焼伝統産業会館の分になります。</p> <p>それから、続きまして、7款2項3目観光施設管理費、190万2千円の減額です。</p> <p>こちらの12節委託料ですけども、これも同じように指定管理料からの浄化槽等の減額ということになります。対象施設につきましては、いぶき館、親水公園、つづみの里ということになります。以上でございます。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>27ページをお願いします。</p> <p>8款3項1目河川費について、14節工事請負費6,500万円を計上しております。こちらは山の神地区及び蔵貫地区における河川改良の工事区間の延伸費用として計上しているものでございます。</p> <p>なお、財政的メリットを踏まえまして、緊急自然災害防止対策事業債の充当を考えて</p>

	おります。以上です。
議 長	教育課長
教育課長	<p>27ページ、28ページの教育費について補足説明をいたします。</p> <p>まず、27ページですが、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業ですが、学校が感染症対策を徹底しながら、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費を補助する事業です。</p> <p>内容といたしましては、2項の小学校、1目学校管理費、17の備品購入費ですが、飛沫防止パネル、消毒器、消毒用スタンド、武道場の授業を行う空調機の清浄機を160万6千円計上しております。</p> <p>また、東峰学園は福岡県重点課題研究指定を、令和2年度から令和4年度まで3年間受けております。その指定を受けている学校が本年度、令和3年度に個別最適化された学校を実現する小中学校教育のICT化推進事業を受けるようになっております。事業が3月末に確定いたしましたので、今回補正を計上しております。</p> <p>目的は、すべての学校での、教育のICT活動での能力を高める、また、ICTを活用した、より高度な授業を行い、また、広め推進するために必要なものとなっております。</p> <p>2項の小学校、3目の小学校教育振興費は、個別最適化ICT化推進事業で、内容は報償費の、7の報償費の講師謝礼1万円、10需用費の消耗品の内容は、プロジェクター、スクリーン、ワイヤレスマイクなどの109万3千円、12委託料は、セイハのオンライン委託料の5万2千円を計上しております。</p> <p>また、13使用料は、Wi-Fiのレンタル料の使用料10万8千円を計上させていただきます。</p> <p>次のページの28ページですが、3項中学校、2目中学校教育振興費の需用費ですが、英語教育重点支援市町村指定を受けているため、ICTを進めていくために必要な英語の教材費15万8千円を計上しています。なお、財源は、国庫支出金の80万と県支出金130万円となっております。以上です。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>28ページ、11款1項2目公共土木施設災害復旧費、工事請負費の1、104万6千円を計上させていただきます。</p> <p>令和2年の小規模公共災害で、内訳としまして、道路が5カ所、河川が22カ所の分でございます。</p> <p>歳入としましては、災害復旧事業債のほう1、100万円充てるところにしております。以上でございます。</p>
議 長	議会事務局長
議会事務局長	<p>26ページをお開きください。</p> <p>1款1項1目議会費、赤外線会議システムの更新ということで、現在使用しています会議システム、こちらのほうが耐用年数等かなり経ちまして、また、今現在使用しています機器等がですね、生産中止というところで、不測の事態等対応が難しい状態になっております。</p> <p>そのためですね、卓上ユニットそれから赤外線システム、それからアンプと録音システム等、諸々をですね、更新をするところになっております。以上です。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第34号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>

保健福祉課長	<p>29ページをご覧ください。</p> <p>議案第34号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに35万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,630万円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和3年6月15日提出、東峰村長名です。</p> <p>30ページをお願いいたします。</p> <p>第1表です。</p> <p>10款繰入金、他会計繰入金で、35万3千円の補正額でございます。</p> <p>31ページをお願いします。</p> <p>歳出では、1款1項総務管理費の補正額35万3千円でございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細書です。</p> <p>10款繰入金ですが、一般会計からの繰入金といたしまして、職員手当分の35万3千円を繰り入れるところでございます。</p> <p>同じく歳出、33ページ、一般会計の総務費35万3千円です。</p> <p>34ページ、35ページも繰り返しになります。</p> <p>10款繰入金、一般会計からの繰入金として、職員給与繰入金として35万3千円を繰り入れます。</p> <p>歳出としまして、一般管理費として、職員手当の35万3千円を計上いたしております。これは、当初予算では見込めなかった職員手当の変更による繰入れでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	補足説明を終了します。
休 憩	
議 長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時26分)</p>

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時40分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、7名の議員より提出されています。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっています。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 1番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 1番 梶原伯夫議員
1 番	私は、5点ほどお伺いしたいと思います。 まずは、村内の農業政策について、お伺いしたいと思います。 まず、村内農業者の年齢別、年齢層と言いますか、の把握はできていますか。
議 長	村長
村 長	村内の高齢化率も4月30日時点で45%となっております。 したがって、村内農業従事者の年齢もあわせて高い水準となっております。 令和2年に行った、最新の人・農地プランでの調査では、集落全体の農業者の平均年齢は67.9歳です。後継者の平均年齢は40.7歳となっているところであります。
議 長	1番 梶原伯夫議員
1 番	なかなか若い年齢層が少ないと思うんですが、これからですね、特に若い人たちが農業に取り組むためにはですね、どのようにしていくかという問題が出てくるかと思えます。新規参入体制というのは、どのようになっていますでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	農業希望者の参入体制づくりということでございますので、まず、村ではですね、新規就農者支援事業という制度がございます。これは、平成28年にですね、要綱を作って開始しております。 それから、朝倉地域におきましては、朝倉地域育成協、これはもう普及センターの関係になりますけど、新規就農支援部会におきまして新規就農支援研修として、毎年農業研修生の募集を行っております。 農業関係機関、県、村、JAが一体となりまして、研修それから就農、定着に至るまで一貫した支援体制で、新規就農者のサポート体制を構築しているところでございます。 毎年アドバイスを行います相談会をですね、無料で実施をしております。今年は8月12日に開催予定で、現在、普及センターを含めまして、関係機関と調整をしているところでございます。
議 長	1番 梶原伯夫議員
1 番	いろいろサポートしていただけるとは思うんですが、参入者に届ける情報としてですね、なかなか平坦な農地が少ない、このわが村の農業体系は小規模農業と言いますか、中山間農業だと思います。 耕作地ですね、後継者のいない土地が結構あると思うんですが、その広さとかも把握はできていますか。
議 長	農林観光課長

農林観光課長	<p>今年の3月にですね、実質化された人・農地プランというのにおきまして、アンケート調査により実施をしております。把握をしております。</p> <p>地区内の耕作面積が大体260ha ぐらいですね。アンケートに回答していただいた耕作者の方の面積としましては137.5ha、地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計が38.5ha、そのうち後継者未定の農業者の耕作面積の合計が14.7ha。先ほどの38.5haのうち、後継者について不明の農業者の方の耕作面積の合計が14.4ha というふうな数字はですね、把握はいたしております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そういうふうでですね、後継者がなかなかいないとかなってくると、荒れたら、隣の土地の人とかですね、草なんかできて虫とかが発生する。いろんなそういう弊害が出てくると思うんですが。</p> <p>ですので、そこのところをですね、もう少しサポートと言いますか、していただけるようお願いをしたいと思います。</p> <p>それからですね、だから小さい中山間農業ですので、この東峰村の畦畔率と言いますか、同じ田んぼがあっても石垣とか土羽とかですね、ああいうところですね。畦畔率というのがあると思うんですが、よその大規模農業と比べればですね、ものすごく手が要ると、事故等もやっぱりあると思うんです。</p> <p>そういうコストの面とかも考えていただきたいし、助成するのもそういうところで、やっぱり大変だということで助成率を上げていただきたいとも思うんですね。</p> <p>新規の参入者は比較的いいとは思いますが、後継者の方が継ぐ場合は、そういう助成と言いますか、そういうところはどうなっているか、また何か考えがございませうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、その中山間地域の農業ということで、基本的にはもう20年過ぎました。直接支払制度ですね、それを活用していただいて、営農には取り組んでいただいていると思います。</p> <p>助成につきましても、基本的には国・県の補助事業等を活用して今までやってきたわけでございますけれども、なかなか中山間と個人的な補助というのは難しい面もございませうので、村といたしましては、以前より農林業振興補助金という形で助成はさせていただいております。</p> <p>これは、新規就農者の方に限らず、全体の農家の方にそういった助成はさせていただいているところでございますけれども、昨年、今年につきましては、コロナ臨時交付金を活用させていただきまして助成率のアップは行っておりますが、そういったご要望の多い事業と申しますか、必要性があるものにつきましては、議会の皆様にもですね、いろいろご協議をいただきながら、今後どうやっていくのかと、当然、農地は守っていただかなくてはいけませんので、そういったことは今後検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そこのところ検討をよろしくお願ひしたいんですが。</p> <p>また、今、東峰村でですね、ハウス農業は必要不可欠、ハウスがですね、必要不可欠だと思うんですが、これで今、結構何と言いますか、耐久年が過ぎたハウスが結構あるんですね。後継者のいない人も、どうせハウスもつまらんしとか言う方もいらっしゃるわけなんです。</p> <p>ある程度の助成はあると思うんですが、今1棟でですね、私が今度災害に遭ったので見積もりをしてもらったんですが、20m、5.4mの20mで100万は超すわけなんですよ。</p>

	<p>でありますので、それを2棟、3棟、1棟でも30m、40mを持つての方が建て替えをしようと思ったら、なかなか大変なわけなんです。村からの補助金も頭打ちがあって、50%の最高45万ぐらいだと聞いております。</p> <p>でありますので、そのこのところをですね、まだ結構棟数を持っている方が建て替えるのは大変だと思うんですが、そういうところのサポートはどういうふうになっていきますか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほど議員もおっしゃいましたとおり、東峰村農林業振興対策事業補助金、こちらにつきましましては、ビニールハウスの新設、建て替え等につきましまして、補助率50%以内、限度額45万円ということになりますので、90万ぐらいですかね、最高、ということになりますので、それ以上は、もう自己負担ということになります。</p> <p>今までこれを利用させていただいて、これも国・県の補助にならない分につきましましてはやっていただいておりますが、以前は7割補助していたということでございますけれども、財源の問題とか、いろいろないきさつがありまして、この50%以内というふうになったと聞いております。</p> <p>大規模の農業を営む、ハウスを営むということになれば、福岡県の助成事業がございます。福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金というのがございます。これは、同じように新規、または老朽化したハウスを撤去して新たに建て替える場合につきましましては、事業費が50万円以上、補助率は2分の1というふうな事業がございます。</p> <p>ただ、ここには要件がございます、受益者が3戸以上、それから、認定農業者が含まれている。若しくは、その3名の中に将来認定農業者になることが見込まれる方が含まれるということになりますので、ある程度農業を専門にやられている方につきましましては、この認定農業者制度をお使いいただき、ハウスなりを導入していただくというのが一番いいのかなと思っておりますが、今現在では、村としてやっておりますのは、先ほど申し上げました、村の農林業振興対策事業補助金において助成をさせていただいているという段階でございます。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>大体今のは分かったんですが、その認定農業者ですね、なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、東峰村に何人おらっしゃるんですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>すみません。ちょっと把握しておけばよかったですけれども。</p> <p>確か認定農業者の方は4名だったかなと思うんですが、ちょっと正確な数字は、また後でお知らせをしたいと思います。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>私が調べたところでは、村内は調べてないんですが、認定農業者になるのに案外、村長の権限が結構強いと、首長さんの権限が強いと。ある程度認めていただければ認定農業者になれる。広さも関係ない、年齢も関係ないそうです。</p> <p>もしそういう、何と言いますか、ハウスを建て替える方がおらっしゃって、その制度を利用するという方がおられればですね、そういうふうな制度を利用するので、村長のほうもそういうことを考えてですね、認定していただければと思います。</p> <p>それで農業関係を終わりたいと思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>教育委員会にお伺いしたいんですが、タブレットですね、学校全員終わられたんでしょうか、配布は。</p>
議 長	教育課長

教育課長	ギガスクール構想の前倒しの施策により、東峰学園はすべての児童・生徒、教員に、1人1台のタブレットの端末が整備されました。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	それはリースなのか、購入なのか、どちらでしょうか。
議長	教育課長
教育課長	購入かリースかということですが、すべて備品として購入しております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	その使い方はですね、学校いろいろあると思うので、そのところは学校、東峰学園に任せればよろしいんでしょうけど。 私が聞いたところによりますとですね、他の自治体ではですね、購入にしても、リースにしても、保険の問題がなんか出ているそうなんです。 要するに、故障とか事故とかあった場合の補償ですね、そのところはですね、破損とか故障の修理の問題で、保険とかが使えればもちろんいいんでしょうけれども、そのところの問題はちゃんと保護者等には説明はして、保護者との、何と言いますか、納得と言いますか、はできているんでしょうか。
議長	教育課長
教育課長	先日実施されましたPTAの懇談会においても、全参加者に口頭で説明は行っております。また、参加していない保護者の方も含めて、全保護者に説明文書を配布し、家庭に持ち帰ったときの決まりなどお知らせしています。 保険についてはですね、故意に破損、紛失した場合の保険についても、できるだけ加入していただくように学校側は進めております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	そういう今言ったように、持ち帰った場合の事故の補償がなかなかできなかったとか、かなり高額とかいう問題が、他の自治体であったそうなんです。 ですので、東峰学園もですね、そういうトラブルと言いますか、ことのないようにですね、アフターケアも含めてですね、今言ったように保護者との連絡と言いますか、ちゃんと納得をしていただけるような説明をですね、もう1回強くと言いますか、そういう話し合いをですね、していただきたいと思いますが、いかがですか。
議長	教育課長
教育課長	保険につきましては、再度学校とも打ち合わせを行いまして、文書等を流しまして、連絡を密に行いたいと思います。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	なかなかトラブルとか多いそうですので、そういうことがないようにですね、よろしく願いいたします。 次に行きます。 次がですね、ちょっと質問の内容は一緒なんですけど、順番を取り換えて質問させていただきます。 移動販売車について、まずお伺いしたいんですが。 試験販売やっていたけれども、終わったのか、その結果はどうなっているのか、お伺いします。
議長	村長
村長	移動販売でございますけれども、移動販売の実証実験、2回目を行っております。 4月から5月にかけてですね、今回は大字単位ごとに合計4回実施をさせていただきました。 前回からの改善点として、滞在時間や高齢世帯の多い地域の停車場所等を増やしました。4日間の実施で174人の方にご利用いただき、アンケートの聞き取り、それ

	<p>から、食品や駐車場所等について、「満足である」という回答がほとんどでした。</p> <p>詳細につきましては、先ほど配布しました資料によって、担当課長より説明をさせていただきます。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>議員さん、お手元のほうにですね、移動スーパー実証実験という資料を配布させていただきます。</p> <p>昨年度の実証実験におきましては、主に買い物の頻度であるとか買い物の不便さである、そういったことの項目を盛り込んでですね、アンケート調査をさせていただいております。昨年度は全体で118名の方からアンケートをいただいております。</p> <p>今年度の実証実験におきましては、前回のご意見を踏まえましてですね、もっと駐車箇所を多くして実証実験をさせていただきます。</p> <p>一番表の駐車箇所数というところ、一番右の欄になりますけども、各地区ごとの駐車箇所数をですね、前回全体で19カ所しか停車しておりませんでしたけども、これを37カ所に停車してですね、今回実証実験を行わせていただいております。</p> <p>今回の実証実験につきましては、駐車場所等についてをですね、主にですね、どこに停まってほしいとかいうようなご意見をいただいております。</p> <p>今回のアンケートにつきましては、43件の方からですね、そういったアンケートを聴取させていただきます。以上でございます。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>この結果、いろいろ書いてあるんですが、どっちかというよりも、もう皆さん、やってくれと言うほうだと思うんですが。</p> <p>だから、この結果を見ての次ですね、とりあえず車はもう来たんですかね。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	ただ今ですね、車のほうにつきましては改造をやっておりまして、実車自体はまだ来ておりません。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>来とらんって、もうできるだけ早くね、来てもらわないかんちゃろうと思いますけど。</p> <p>今頼んで改造しているなら。来たなら、すぐ始められるようにね、準備はしているのか。一般の人がするかもしれないし、免許や保健所の許可などでですね、ちょっと時間かかると思うんですよ。</p> <p>だから、そのところの準備ですね、車が来たらすぐできるというような態勢は取られているんでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	ただ今ですね、車体の改造をしております、この納車後にはスムーズに営業できるようにですね、調整をしていきたいと考えております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>今言ったように、納車がいつになるか、まだ分からないと思うんですよ。</p> <p>今言ったように、移動販売をする人の募集と言いますか、のも、まだ全然聞いてないんですよ。</p> <p>だから、そのところはもうどうなっているか。要するにスケジュールですね、どうなっているか、ちょっともう1回お願いします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	今ですね、車体の改造をしている会社のほうとの打ち合わせの中でですね、今年においては、若干やっぱりそういったコロナの影響もありまして納車自体が遅れていると。最長見てもですね、秋ごろまでには確実に納車できますということでございます

	ので、その後ですね、誰が運行するのか、地元の商店との調整もしていきながらですね、議員おっしゃられたように、できるだけスムーズにですね、稼働できるように調整を図りたいと考えております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	さっき言ったように、もういろんなアンケートとか取ってあるので、ほんと早めにやっていただきたいと思いますので、そのところよろしくお願ひしときます。 移動販売車終わりました、次に移ります。 私もやっているんですが、ウォーキングマイレージについてです。 歩数計の末端と言いますか、あれを図る機械と言いますか、あれは何種類ぐらいあるんですか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	ウォーキングマイレージの端末につきましては、万歩計の方と手首に巻くリストバンド型の2種類となっております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	2種類、リストバンド型が2つあるんじゃないんですか。
議長	梶原議員は機種のことを言っているんですか、何種類。
1番	はい、機種。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	平成29年度から行っておって、今で4種類目になりますが、その都度利用者の方が選択ができるわけではなく、そのときにある最新の機種を利用させていただくようになっております。 今あるのが腕時計型とかですね、腕時計の付いてない形のものであるとか、また今は違う形のものになって、液晶画面が付いているものとかですね、その都度で形が変わっていったような状況です。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	今言ったように、その都度新しくなるじゃないですか。 スマートフォンと言いますか、携帯でも一緒ですけど、新しいのでたら、新しいのを買いたい人いますよね。 今言ったように、そのときに最新のを与えられていてもですね、その次のが欲しいといっても変えられないじゃないですか。あれはなぜか、ちょっとお伺ひします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	特に変えられない理由としましては、要綱等には詳細に載せてはいないんですけども、常に新規の加入を促進するためにも、新しいものは新しく入る方にとということで、村としても考えております。 単体でリストバンド型は特に単価も高いのでそれを変えることで、基本ですね、新しく今持ってらっしゃるリストバンド型のものを、次の機種が変わったから、新しいものを村が買ったからと言って買うというものではなくて、持ってあるものを、破損したりとか紛失された際に更新するというような、そういう形で行っています。 今持ってあるのが故障されない限りは更新をしない方針で、今後もいく予定にしています。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	新しいのを持ってたら、次、今言ったように、新しいのが出ても変えられないとかね、そのところをちょっと自分は分からないんですけど。 自分も持っているんですけど、これ腕時計型じゃないわけですよ。だけ腕時計型のが欲しいと言ったら変えられないっておっしゃったじゃないですか。 だから、腕時計型のほうがやっぱり、ばっと見ていいじゃないですか、時間も分か

	<p>るし、これ歩数とか、いろんなのは分かりますけど。 だから、そここのところ今言ったように、次の人にどうのこうのじゃなくて、もうちょっと分かりやすく説明していただけないですかね。変えられない理由。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先ほども予算のことに触れたんですけども、リストバンド型は特に予算が約2万円かかっており、それを維持していくために、毎年村のほうで購入をしなくては行けないので、長く皆さんにウォーキングマイレージをご利用いただくためには、今の状況で受け入れていただかないと思っています。</p>
議 長	1番 梶原伯夫議員
1 番	<p>いや、長くやっていただきたいと思うならですよ、なおさらじゃないですか。やっぱり自分のいいのが欲しいというのが心理じゃないですかね。 だから、そここのところどうも、まだはっきり僕納得できないんですけど、考慮の余地はないんですか。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>今、保健福祉課長の答弁にもありますように、予算的な問題があるのかなと、私も思っております。 したがって、利用者の方がですね、ご負担をしてもそちらのほう買い替えたいということであればですね、それは可能じゃないかと考えます。</p>
議 長	1番 梶原伯夫議員
1 番	<p>変えられるようにですね、どうか考えをしていただきたいと思います。 次に移ります。 よその自治体の議会でもですね、コロナ対策のことについてお伺いすると、もういろんな職員の方はですね、大変ですということです、一般質問がなくなったところもあるんですよ。 やり方をどうのこうのじゃないんです。私が質問するのは。 今度接種券と言いますか、あれを配布しないと予約できないじゃないですか。だから、その配布券が来なくちゃ予約できないということだったらですよ、予約券を早めにやってもらわないと、私1回目だったんですけども、うちのおふくろのは前日、あれ20日が申し込みだったですか、4月の20日ですから。そしたら19日に着いたんですよ。でも、自分のは20日に着いたんですよ。20日も午後からですよ、自分たちのところ、郵便配達は。近所の人に聞いたら、次の日に着いたという方もおらっしゃったんですよ。 だから、これ、今度の接種券だけの問題だけじゃないと思うんですけど、役場からのですね、そういうお知らせと言いますか、あれが、どうもギリギリが多いと思うんですよ。いろんな会合で出席とかするときでもですね、ほんと2、3日前に着いたりとかするんですよ。やっぱり予定がある人もおらっしゃるわけですよ。 だから、そういうお知らせとかそういうのを、今度の場合接種券で、非常に目についたからお伺いするわけなんですけど、遅れた理由は、ちょっとその、もうちょっと詳しく、村民の方にまず、こうしてちょっと遅れましたと、お詫びと言ったらおかしいんですけど、ちゃんと連絡せんと、村民の方はまだ納得してないですもんね。 だから、そここのところの何と言いますか、システムと言いますか、遅くなった、今言ったように、いろんな仕事があつて、それで遅くなったとは分かります。だから、やり方とかの問題じゃなくて、お知らせが遅れた理由をちょっと教えていただきたいと思っています。</p>
議 長	村 長
村 長	梶原議員の質問に対しましては、真摯に受け止め、改善を図っていきたくて思っ

	<p>おります。</p> <p>冒頭での、私の提案理由の中でもご説明をさせていただきましたけれども、このコロナ渦の問題ですね、初めての経験でありまして、他の市町村等においてもですね、いろいろな問題が出ているということは、新聞とかテレビ報道等で私も承知をしておりました。</p> <p>そういった中で、できるだけそういうことがないようにということで、事前から準備をしていたわけでございますけれども、第1回目のワクチン接種の受け付けの券の配布につきましては、今、議員ご指摘のような混乱がありました。</p> <p>したがって、2回目からはですね、そういったものを避けるための体制も取らせていただき、スムーズに行っているというような状況でございます。</p> <p>議員も言われましたように、保健福祉課、担当課の職員等はずいぶん、非常にこの件については頑張っておられると、私も確信をしておりますし、今後ですね、そういうことがないように、また注意をしていきたいと思っております。</p> <p>村民の皆様方にはですね、どう知らせようかということがあったんですけども、結果的にもう終わったことでございますので、2回目から改善ができていくというところで、お知らせをすることまでは至っておりませんでした。</p> <p>今後65歳以下の人たちの接種が始まりますので、そういった時点についてもですね、ちょっといろいろ考えて、そういった対応等はですね、取らせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いをいたしたいと思います。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>そここのところよろしくお願ひしときます。</p> <p>ですね、そういうふうで、ひょっとしたら慣れてなかったというのもあると思うんですよ。保健福祉課だけじゃなくてですね、職員異動についてですね、僕は村民サービスにも影響してくると思うんですよ。</p> <p>異動の場合が、結構お知らせして、短いですよ、期間が。もう4月1日からどこに行ってくれとかなるから、異動の場合に、何日かというよりも、勉強する余裕を与えていただいて異動をさせるとか、そういう改善をやっていただきたいと思うんですが、村長、いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>また重複になりますけれども、議員のおっしゃることはよく分かっております。</p> <p>職員の異動に対しましても、2週間前に一応内示はさせていただいております。</p> <p>しかしながら、限られた人数の中で動くような体制になっておりますので、できるだけ新しいところに行って、混乱しないような体制等は、今後も考えていかなければならないと思っております。</p> <p>どうしてもですね、役場の中だけでの異動ということになりますので、聞けば分かるとか、そういった形が今まで醸成されております。</p> <p>やはり九州から東京に行くとかですね、そういう段階ですと、やっぱり引継ぎですとか、そういったものがしっかりされているかと思っておりますけど、そういった点も、私も感じておりますので、今後につきましてはですね、やはりそういったところも問題提起の、問題解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>そここのところですね、今さっきまた重ねて言いますが、聞けばいいとか、それは聞いていいんですよ。でも、その時間があるじゃないですか、時間が長くなったりするから、住民サービスの面でもですね、改革のほうをよろしくお願ひします。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>

議 長	梶原議員の質問を、これで終了します。
休 憩	
議 長	11時25分まで換気休憩を行います。 (11時21分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (11時25分)
議 長	5番 長澤貞義議員の質問を認めます。 5番 長澤貞義議員
5 番	<p>それでは、私の質問に入らせていただきます。</p> <p>まず、子どもたちのための遊具や広場について、これは、広く言えば児童公園ですね、これに関するものでございます。</p> <p>まず、第1番目の質問でございます。</p> <p>村長は、任期8年がもうそろそろ終わろうとしております。その間にですね、子どもたちのための遊具施設、児童公園ですね、はできておりません。いろいろ災害等は途中で起きたんではございますが、村の施設はいろいろできたんですけど、そういったですね、子どもの福祉に関することに対してはですね、あまりそういうことはできてなかったの、村長、子どもたちに対するですね、思いが今までどういうものであったのかということをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ご質問のとおりですね、子どもたちに目が向いてなかったのじゃないかというような指摘でございますけれども。</p> <p>私は、子どもは村の宝だということで、私の給与、賞与の2割をカットしてですね、保育所にずっとこの任期中は、支援というわけじゃないですけども、子育て、育成のために渡していると自負をしているところです。</p> <p>そういった中で、決して子どもたちですね、そういったことを議員が言われるように、目が向いてないのかということに対しては、私は、そういうことはない。</p> <p>そのために2割の給与、それから賞与をカットして、子育て支援を行っているということはご承知をお願いしたいと思っております。</p> <p>そういった中で、議員言われるように、子どもの遊具の問題等につきましてはですね、やはり私は、この東峰村のですね、自然豊かな環境の中で子育てをしてほしいということは、一貫していっているところであります。</p> <p>しかしながら、遊具を作らないというようなことは、今までの答弁の中でも言ってきてないと思います。3月議会のときもですね、そういったご指摘と言いますか、質問も受けましたし、現在におきましては、まず、保護者の方のですね、ご意見をちょっと伺いたいなと思っております。</p> <p>それから、当然小石原地区、それから宝珠山地区に、そういったところは設けたいと思っておりますので、その候補地の選定等をですね、併せて今検討している段階でございます。</p> <p>決して、子どもたちのための遊具を作らないということは思っておりませんので、どうかご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	5番 長澤貞義議員
5 番	<p>今の村長の答弁でですね、本当に前向きな答弁が聞けたんじゃないかと思っております。</p> <p>今まで私もこういう遊具、児童公園に関する質問、何回か出してきています。朝倉市の街の中に立派な遊具の付いた公園があるのを、資料として出したこともありま</p>

	<p>す。それから、筑前町にも行った折に、立派な児童公園があり、遊具施設が本当に豊富に設置されておりました。</p> <p>ただ、東峰村の中において、特に小石原地区においてはですね、旧小学校は廃校になって、遊具施設は全部後に処分されて遊ぶところがなくなったということがですね、保護者の方たちからも、なぜ、子どもたちの遊ぶ施設ができないんだという声を聞いております。だから、私もこういう質問を今までやってきたわけでございます。</p> <p>今の村長の答弁の中でですね、村長が前向きな、作るという、作らないではなくて計画しておるといこととありますので、2番目の、村長が作ろうと思えば、すぐ作ることができたのではないかと考えております。これは、今の村長の答弁の中に含まれるかなと思いますので、次にですね、3番目の、村民の声が届いてないのかと。</p> <p>これはですね、村長が言いましたように、アンケートですね、村民の保護者の方のアンケートを取ったら、一番良く分かるのではないかと思います。</p> <p>それでですね、私ももう何人かの保護者の方には、前からそういう話を聞いておりますし、ちょっとアンケートみたいな形で聞いたこともあるんですが、その中で、やっぱり児童公園、遊具施設は、皆さん作ってほしいという希望は、もう全員ですね。</p> <p>それから、この地域にそういう遊ぶ場所がないから、「どうしていますか」ということに対してはですね、近くの朝倉市、日田市の公園に遊びに連れて行っているそうです。</p> <p>例えばですね、杷木町の郵便局の前の児童公園ですね、杷木神社の下、それから、朝倉市の甘木公園ですかね。それから、日田市では何箇所か、萩尾公園とかですね、いろいろ言っていました。</p> <p>その中でですね、聞いた保護者の方の声でですね、今まで作れなかったのは本当に、大人の問題のせいではですね、もうリスクばかりを考える。子どもたちが遊びたい、走りたいという願望を制限したのではないかという思いを持っているそうです。</p> <p>それはおかしいんじゃないかと、大人たちのですね、リスクを考えるばかりで、子どもたちのそういった自由に遊べる場所を提供しないのはおかしいんじゃないかと、いうことを述べていることがあります。</p> <p>それで、今後ですね、村長の答弁の中で、そういう計画が出ているということを知りましたので、児童公園については、何かもう一つ、村長が何か述べたいことがあればお聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のほうも保護者の方からですね、いろいろと聞き取りもやっておられるということで、できる限りですね、保護者の方のご希望と言いますか、そういったお知恵も拝借しながら作る公園としてはですね、やはり設置していきたいと思っております。</p> <p>先ほど議員のほうからリスクの問題等も言われましたけれども、確かに風潮的にはですね、この公園で、やはりいろんな児童たちの事故があって、そのリスクでですね、やはり撤去したという自治体、わが村もそうですけれども、そういった状況というのはですね、やはりあります。</p> <p>しかしながら、議員言われるように、子どもたちが遊べる場所と言いますか、そういったところも、子どもたちの成長には必要だと思っておりますので、先ほどから答弁をしておりますように、保護者さんの意見を聞きながら、そして、どこにそういう公園を設置するのが一番いいのか、そういったところも今、取り組んでいる段階でございますので、そういったところでご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	また資料としてですね、これは、皆さんにお配りしておる写真は、日田市の清岸寺

	<p>というところではないかと思います。山田原からサニーのほうに下りる道がありますね、スーパーのサニー、あっちのほうに下りる途中にこどもクリニックがちょうど公園の前にあるんですけど、そここのこじかこどもクリニックですか、そこの前に、最近立派な児童公園、遊具施設ができたんですね。</p> <p>これを見ますとですね、右側の建物が、これがトイレですね。左側はちょっと確認はしてませんが、保護者の方から聞いた話によりますと、やっぱりトイレが必要だと。そして、トイレの中に乳幼児のおしめを取り換えるぐらいスペース、それから台ですね。それを設置してほしいということですので、私もトイレの中までは見ておりませんが、トイレは設置されております。</p> <p>それから、時計ですね、子どもたちがやっぱり時間が分かるように、5時になったら帰ろうかということが分かるように設置したんじゃないかと。</p> <p>この公園ができた経緯は、まだはっきりは分かりませんが、日田市の方にちょっと聞いたら、これは、この地区の要望でこの公園ができたように伺っております。</p> <p>このようにですね、日田市は、私はちょこちょこ街中を見るんですけど、こういった児童公園が小さい町単位ですかね、昔の。各地区にあるんですね、どこでも。</p> <p>確かに村長も、前回の質問のときにも教育長も言いましたけれど、やっぱりけがをするおそれがあるという、それは、確かに子どもたちはどんな遊び方をするかというのは分かりません。学校の中においてもけがすることはあるんですよね、やっぱり。</p> <p>でも、それを恐れて、子どもにやっぱり成長の芽を摘むようなですね、ことはやっぱりいけないんじゃないかと。</p> <p>確かに、児童福祉法を私見たんですけど、ものすごく法律の文章の量が多くてですね、どこにそういう関連があるのか、ちょっと分からなかったんですが、たまたまちょっと見たら、40条に児童厚生施設は、児童遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする施設とする。というふうに、児童福祉法に謳っております。</p> <p>やっぱりこれは、子どもたちに対するそういった施設を作るのは、やっぱり自治体の義務であるんじゃないかと思います。</p> <p>何か教育長、ご意見があれば。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>もう数回、この議論についてはお話しておりますので。</p> <p>子どものけがを恐れて作らなかったというわけではなくて、この10年ぐらい前からですね、特に回転系の遊具が学校とか公園にあって、それで、最近の子どもたちの体力低下とかも含めてですね、かなりの大けががいろんな全国各地で起こりました。</p> <p>それに伴って、何が一番あれだったかという訴訟なんですよ。結局、その設置者に対して訴訟が起こってくる、そういうのがいくつもありました。</p> <p>最近では、学校では大川小学校で、ゴールポストが倒れて、それで子どもが死にました。それから最近、また近々ではネットを支える綱、そのポールですね、ポールが老朽化して、それがたまたまあたって死亡ということがあって、それは訴訟になったかどうかは覚えておりませんが、大川の事案につきましては訴訟になりました。</p> <p>結局、校長、教頭、それから体育主任が訴えられるとか、そして設置者、つまり首長のほうにも訴えられるということで、最終的には不起訴になりましたけど、そういう事案があって、もう学校とか公園から回転系のものがすべてなくなったという、そういった懸念材料がありますということで、ちょっとお示しさせていただいたわけです。</p> <p>だから、そういう失敗を恐れて作らないというわけではなくて、そういうことだったということで、ご了解願いたいと思います。</p>

	<p>先ほどから村長申し上げておりますように、この話題につきましては、私も村長も数人、何人かです、幹部連中の皆さんで、場所はどこがいいかなとか、じゃあ、具体的にどんなふうなのがいいかなとか、そういったものについて、今、話題にして、話を少しずつしております。</p> <p>だから、村長申し上げましたように、おそらくこういう優先順位の中で、総合的に判断することになるかと思っておりますけど、できるだけ前向きに、設置していく方向で考えておりますので、そういう方向で、それを信じていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>確かに、訴訟まで至るということはですね、やっぱり大変なことだと思います。しかし、ちゃんとですね、維持管理をしておけば、何と言うんですかね、動き方、使い方、問題でけがをされたということですね、確かに保護者の方も言ってるんですよ。ちゃんと目を通して遊ばせているときに、施設管理の点検とかがおそろそかで、古くなったものとかですね、ちゃんと点検、維持されておれば、あとはやっぱり使用者側の問題ではないかというふうに聞いております。保護者の方からもですね。</p> <p>だから、やっぱり毅然としてですね、それは対処すればいいのではないかと思います。しっかり検討して、実現をさせてください。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>弓道場の利用状況についてでございますが、第1番目に、立派な施設ができております。私も宝珠山地区には何か弓道に携わった方がおられたということで、弓道が盛んだということは思っております。</p> <p>現在の施設ができて、もうかなりなるんですけど、1番目の質問を書いておりますので、弓道場は何人が利用されているのかをお聞きしたいと思います。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>弓道場及びその周辺管理は総務課の管財となりますので、私のほうから答えさせていただきます。</p> <p>今現在、弓道場は、東峰村の弓道部員、村内在住の方だけには限りませんが、9名の方を中心に利用され、その愛好者を募ったりしながら、9名で活動なさっているというふうに聞いております。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>日々練習とかをですね、あそこでやってらっしゃると思います。それは、それで結構なことだと思います。</p> <p>せっかくの施設でございますので、あの施設を他の村民の方がですね、何か使いたいと思ったときに、あそこを使うことができるのか、これを伺いたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>毎週火曜日の午後7時から9時まで、中学生以上の方を対象にですね、弓道教室が開かれているということでございます。</p> <p>したがって、村民の方もですね、ご利用になっていただきたいなと思っております。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>今の答えですと、弓道の関係だけだと思うんですけど、あそこ建物ですので、他に、なんというか、使いたいという、別な形ですね、そういう要望があった場合はどうなりますか。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと今の質問、どのような意図があって質問されているのかというのが分かりませんが。</p>

	<p>弓道場がありますよね。そして、その的のところがありますよね。そこに芝生その空間ありますので、そういったところでの、先ほどから問題になっている、子どもさんたちが遊ぶとか、そういったところは可能かと思えますけれども、弓道場の建物自体をですね、どうこうというのは、ちょっと私も今のところ聞いておりません。</p>
議 長	5 番 長澤貞義議員
5 番	<p>私も何に使いたいとかいう、それはまだ聞いていないのですよね、はっきりしたことは言えなかったから、ちょっと他に何かに使いたいというときは、使えるのかというのを質問させていただきまます。</p> <p>3番目の質問に入っていきますが、あの場所にもう建っておりますが、あそこは大体公園だったんですよね。あの場所に建てる必要があったのかという質問でございます。</p> <p>なぜ聞いたかという、4番目の質問にもなるんですけど、子どもたちの遊ぶ場所がなくなったと、これはもう子どもから聞いておりますんで、もう4番目の質問と一緒に関連して話しますけれど。</p> <p>ジュニア未来塾は、ずっと以前からあそこの公園で宝探しをやったり、それから、竹とんぼを飛ばしたり、凧揚げしたり、紙飛行機を飛ばしたりやっていたんですね。</p> <p>だから、子どもたちにとってはですね、あそこの場所がちょっとなくなってしまったということは、残念だということを知ったんですよね。私自身もジュニア未来塾に携わっているもので、あそこの場所はやっぱり残せなかったのかなど。</p> <p>だから、あの場所に建てる必要があったのかということをお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員もですね、ご承知のように、本来ですと千代丸のですね、ほうしゅ楽舎のところにありましたけれども、29年の土石流災害によって失われたという経過があります。</p> <p>そういった中で、議員も先ほど言われましたように、旧宝珠山村におきましてはですね、明治時代に佐々木菊太郎さんという、全国でも有名な弓道の名手が出たというようなこともありまして、宝珠山地区におきましては弓道関係がやはり盛んに行われて、そういった形でほうしゅ楽舎のところにですね、弓道場があったのかなど思っております。</p> <p>設置場所等についてもですね、いろいろと検討はさせていただきました。</p> <p>しかしながら、中学校のですね、学習指導要領が改定をされまして、武道を学ぶということが必修化されております。</p> <p>そういったこともありまして、中学生あたりが利用する場合ですね、東峰学園の近くにつくって、生徒たちが弓道を学ぶことによってですね、精神面とか集中力とか礼儀とか、そういった作法の教育効果、そういったことも期待できると思っておりまして、あの場所に設置をいたしました。</p> <p>それから、未来塾あたりでですね、遊ぶ場所がなくなったということにつきましては、確かに広場がですね、建物等が建っておりますので、そういった見方もできるかと思っております。</p> <p>しかしながら、どういう遊びをするかにもよりますけれども、学校の運動場とかですね、その下の駐車場とか、まだまだ弓道場が建っているところにつきましても、空間的には結構あります。</p> <p>そして、先ほど言いましたように、芝生もそろっておりますので、そういったところでも弓道がない時間帯においてはですね、子どもさんたちも遊んでいただけるのではないかと、そういったことを考えております。</p>
議 長	5 番 長澤貞義議員

5 番	<p>その場所の選定ですね。</p> <p>確かに、なかなか土地が、適任の場所はなかったのかなとは思いますが、もうちょっと時間がかければ、どこかもっといい場所が見つかったのではないかと、私自身は思っております。保護者の方に聞いた折にも、1人の方はこんなふうに言っていました。弓道場にあれだけ立派な広さと設備を作ることができるならですね、子どもの自由にはしゃぎまわられる場所を、なぜ作れなかったのかということ。上の質問とも関連しております。</p> <p>そういう声も聞いておりますので、弓道場の芝生で子どもが入って遊べるのであればですね、それを子どもたちにちゃんと教えていただきたいと思います。</p> <p>これで私の質問を終わりますが、何か答弁がございましたらお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これは、反問権ではないので、ご承知おきいただきたいと思いますが。</p> <p>子どもの自由にはしゃげる場所というのは、議員はどのように想定と言いますか、保護者の方から聞いてご質問をされたのか、ちょっとその辺りを。</p>
議 長	5 番 長澤貞義議員
5 番	<p>あのですね、児童公園を、この写真のとおりですね、ちゃんと広場もあって、遊具施設もあって、こういうセットになった場所ですね、こういう場所が欲しいということなんです。</p> <p>で、さっきの弓道場の芝生は、子どもたちが入ってもいいのであればですね、遊ぶ場所として使わせてください。どうぞお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そういう目的もあってですね、あそこは、通路あたりも板を張らずに、オープンにして入れるようになっておりますので、ぜひ、ご利用していただきたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>先ほどから出てますので、ちょっと付け加え。</p> <p>いろいろメリット、デメリット、あるかと思えます。</p> <p>実は災害の以降、武道のほうが必修で、年間8時間しなければいけないんですね。</p> <p>それが、場所がなくなったもので、朝倉光陽高校にバスで行って、帰って、やっぴたんですね。合計8時間分の実質はもう4時間ぐらいしか、行き帰りの時間含めて、そういう練習ができなかったんですけど、あそこに設置したがゆえに、丸々その、学園から近いもんですから、その武道の時間を十分に練習の時間として使えるということで、東峰学園の中学部のほうは喜んでおるということを、ちょっと付け加えさせていただきます。よろしく思います。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時まで休憩をします。</p> <p style="text-align: right;">(11時56分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議 長	<p>7 番 大蔵久徳議員の質問を認めます。</p> <p>7 番 大蔵久徳議員</p>
7 番	<p>今回はですね、大きく3問、質問したいと思います。</p> <p>まず、4年前に発生いたしました、九州北部豪雨災害後の対策について、質問をさせていただきます。</p> <p>多くの方の家がなくなり、また、道路は陥没し、流れたりとか、河川等々も大きな</p>

	<p>被害を被って、復旧工事等々はですね、迅速に工事が終わって、結構完了したところもありますけれども、今回は、違う角度からですね、質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、家をなくされた方、被災された方たちを含めて、これまでの支援がですね、どのように行われ、十分に行われたか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われますように、7月5日、九州北部豪雨災害から、今年で丸4年を迎えようとしているところであります。</p> <p>河川、道路等につきましては、皆さん方のご協力を得、また、県、国交省あたりとの協力を得まして、進んでいる割合は高いのではないかと思っているところであります。</p> <p>そういった中で、今質問されております被災された方あたりですね、支援ということでございますけれども、被災された方には、村からは見舞金をはじめ、宅地内の土砂撤去、災害ごみの処分などを、当初はですね、行ってまいりました。</p> <p>また、県からは仮設住宅の建設、これをいち早くやっていただきましたし、生活再建支援金等も行っていただいております。</p> <p>また、本当に感謝を申し上げたいのは、多くの団体、個人からですね、義援金とか生活物資、それから、また多くのボランティアの方々の支援をいただきながら、今回に至っているということでございます。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>村長言われるように、多くの方のボランティアで土砂撤去、また、次の質問にありますように義援金によってですね、その分配によってお見舞い金ができたとおっしゃるわけでございますけれども。</p> <p>その義援金について、質問いたしますけれども。</p> <p>日本全国からですね、善意の寄附金が集まって、私も当時議長をしておりましたときには、配分委員会に入っております、その中で、全壊の家屋にはこのくらい、半壊はこのくらい、床下はこのくらいとかいった話がありましたけれども、これまでにですね、義援金の配分はどのように行われ、そして、それは完了したのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>正直に申しまして、たくさんの方からですね、義援金を頂いております。</p> <p>義援金につきましては、配分委員会を設置してですね、平成29年9月から9回の配分委員会が行われ、そして、義援金の配分方法等について協議をし、配分を実施してまいりました。</p> <p>また、令和3年5月末の義援金の総額4億7,076万8,229円という金額をいただいております。</p> <p>配分をした額でございますけれども、3億9,439万1,913円を配分をして、現在いるところです。</p> <p>したがって、未配分の金額は7,637万6,316円ということになっております。</p> <p>したがって、今後の義援金の使途等についてはですね、義援金配分委員会で協議をしていただき、配分を行っていきたく考えているところであります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>義援金を頂くときに、なんか使用目的があったですかね、このお金は一般財源に入れてくれとか、それとも被災者に分配してくれ、そういったのはなかったんですかね。</p>
議長	住民税務課長

住民税務課長	義援金を頂くときの使途というかですね、使用目的については、設定はございませんでした。義援金として受け入れをさせていただいております。
議長	村長
村長	<p>ちょっと質問の内容と回答が違っていたようでございますけれども。</p> <p>義援金として頂いたものについてはですね、先ほど言いましたように、配分委員会、義援金の中での配分委員会の中で、被災された方々にですね、配布させていただいているというところであります。</p> <p>もう一つ、寄附金とかですね、そういった名目で頂いたものについては、一般財源のほうに入れて、対応させていただいているというところであります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>まだ義援金が残っておるのであれば、先ほど、また今度配ると言っておりましたけれども、やはり家をなくした人たちにとってはですね、お金が一番力になると言いますかね、と思いますので、早急に配布をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>農地等々がですね、復旧がなかなか進まない中、やはり県営河川が終わらない限り、農地が復旧ないと思っておりましたけれども、今、県営河川の工事が着々と進んでおりまして、農地の復旧も進むと思うわけでございますけれども、ここに出しておりますように、工事が終わる。これは、大体どのくらいになるのか、お聞きします。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>災害復旧工事につきましては、大変ご迷惑をかけております。</p> <p>農地・農業用施設補助災害の復旧状況につきましては、全体的に最初に、令和3年3月末で発注率が91.5%、完成率が66.5%の状況でございます。</p> <p>河川工事、県営河川とともに農地の復旧が進んでいる工事の完了ということですので、県営河川工事の隣接にある農地の補助災害工事、宝珠山川沿いにつきましては、岩屋から板屋ぐらいまでですね。それから、大肥川につきましては、小石原の鶴、それから福井の下郷辺りがそれに相当するのではないかと考えておりますが、大体県営河川の隣接工事ですので、令和4年のですね、5月末には県の工事が、河川工事のほうで完了することから、同時期に完了する予定でございます。</p> <p>なお、残りのほうの未発注箇所につきましては、県災害砂防の工事に伴う隣接地区でございます。</p> <p>ですので、砂防工事における本体ではございませんが、流路工のほうになります。流路工の進捗にあわせて復旧することから、こちらのほうは令和5年度末を目途に竣工の予定でございます。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>河川工事が進んだから、もう来年の田植え時期には、もう終わっているのかなと思っておりましたけれども。</p> <p>工期の予定がそれならば、工期が遅れる可能性もあるわけですね。そうすると100%確実ということは言えないわけですね、その5月にはですね、その遅れそうな可能性のあるところほどのくらいか、分かればお願いします。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	遅れる可能性のある箇所ということですので、そうですね、それは、工期を厳守で目指しておりますので、4年の5月末を目途にですね、終わらせたいと思っております。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	持ち主の方はですね、もう4年、5年になったら5年できないことになるわけですからね、ぜひともそこ辺は工期の遅れがないようにですね、着々と進めていただきました

	<p>いと思います。</p> <p>続きまして、消防の水利について、質問いたします。</p> <p>今、河川工事があって、川の形が全然変わっておりますね。復旧が行われておるけれども、川は浅い、そして河川の横のほうには石積みができて、そもそも消防の水利にならんとところが結構増えてきたように思うわけでございます。</p> <p>そこで、火災が起きた場合、その水利まで届くかというようなところが、たくさん増えてきておると思うんですね。その辺りの把握を、総務課なりはしているのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員おっしゃるようになりますね、河川改修後の川の形状と言いますか、そういうのが大幅にですね、やはり以前とは変わってきております。</p> <p>先ほど言われました石が護岸のところに並んでいるというような話もですね、これは護岸の底辺部ですね、そこら辺りを守るために大きな石あたりを置いているというところでございます。</p> <p>したがって、やはり消防の吸管が、そういったところから届くかというようなところは、確かに危惧をしているところであります。</p> <p>消防水利につきましては、消防団の各分団において、1日それから15日の点検の折に、水利状況の確認を行い、水利確保の困難場所の把握はしておると聞いておるところであります。</p> <p>そういった中でもやはり吸管が届かないとか、そういった場所もありますので、県整備とともに現場のほうでですね、立ち会って対応をしているというところでもあります。</p> <p>河川がすぐ横にありましても、そういった吸管が届かないとか、下りる道と言いますかね、がないとか、いろんな状況が出てきています。</p> <p>しかしながら、消防水利の確保についてはですね、まずは防火水槽を、当初、最初ですね、到着と同時に使っていただいて、そして、自然水利の確保のほうから、そちらのほうに供給をするというような段取りになるのかなとは思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、消防団とかですね、消防委員会、そういったところのご意見等は聞いていきながら、対応していきたいと考えているところです。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>消防団員が大変でございますけれども、その辺りを早めにしていただいて、そして、どこならば大丈夫だということが、早めに分かるようにしていただきたいと思えます。</p> <p>また、消防団が頑張っても、今言われますように下りていくところがない、道がないというところも結構あります。パラペットですかね、ができて、今まで道で入って行けたのが行けない。可搬のあれで行くにも、ちょっと困難だなというところがたくさんあると思えますね。</p> <p>それで、村のほうでもですね、それと道があっても縁がない、もし行くなら落ちてしまうのではなかろうかとかありますので、その辺りもちょっと確認していただいてですね、消防団のほうに伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども言いましたように、やはり水利の確保までなるとですね、河川水利の確保ですね、そうやってきますと、時間的にやはり場所を探すとか、やっぱりそういったところでロスが出るかと思っております。</p> <p>先ほど言いましたように、やはり防火水槽を第一に使っていただいて、先に到着した団であればですね、防火水槽を先に使っていただいて、そして、その間に河川のほ</p>

	<p>うからの水利の供給とか、そういったところになるのかなと考えているところであり ます。</p> <p>しかしながら、先ほどから言っていますように、下りる口がないとかですね、いくら 可搬であっても下り口がなければ問題がありますので、そういったところは調整を していきながら、検討をしてみたいと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>防火水槽がですね、今十分に足りているかという、足りてないのかなと思ってお りますのでですね、ぜひともそういったことで、水利のほうを早めに確認をして、火 災が起きたり有事のときに、素早く対応できるようによろしく願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、農業振興。 被災後田んぼが再開できたけれども、振興まではできないのかな、やっとするぐら いかなとかいうところもありますけれども、今後農業振興の対策と課題はどんなふう に考えておるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>災害後の農業振興ということでございますけれども、対策といたしましては、被災 前の農地のやはり原形復旧だと考えております。</p> <p>しかし、改修工事等によりまして、面積の減少等により水稻の作付けが不可能とい う状況等もあればですね、耕作放棄地というようなところになりますので、そういっ たことにならないように、所有者の意向を踏まえて、収益性の高い振興作物とかです ね、そういった切り替えを推進していかなければならないと思っております。</p> <p>引き続きですね、後継者とか農業従事者の確保に向けた事業への具体的な組み を行っていきますとともに、営農や鳥獣害対策を集落単位でやはり実施していくと、 そういったところに対しましては助成金等もですね、行ってきたいと思っております。</p> <p>課題といたしましては、やはり先ほど議員言われるように、もう5年間とかですね、 そういった形での復旧状況と一部はなっているところもあります。そういった中で、 もう一つが表土の不足とかですね、そういったところも出てきておりますので、対策 といたしましては、村外からの搬入とか、そういったところで現在対応しているところ であります。</p> <p>そういった形で、この質問をいただきました対策や課題の取り組みといたしまし て、農林業振興協議会を中心にですね、普及センター等のサポートをいただきながら、 現在協議を進めていっているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>災害受けてなくてもですね、農業振興は課題でございまして、その辺りはやってい かなくちゃいけないところがございますけれども。</p> <p>先ほど村長が言われましたように、4年後に農地は回復したけれども、高齢化でも う作る気がしないと、そういったところもありますのでですね、その辺りの対策がで ければよろしいかと思っておりますので、ぜひともそういった検討もしていただきたいと思 うところでございます。</p> <p>続きまして、人口流出対策について、お聞きします。</p> <p>家をなくして再建したところもあるでしょうけど、再建してなくて、今、村営住宅 に入っているところもあるかと思っております。</p> <p>そういった中で、被災を機に出で行った方ももしかするといらっしゃるかと思いま すけれども、村として災害後、被災者の人口流出停止のためにどういったことを行っ てきたか、お聞きします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>この豪雨災害で住宅をなくされた方々につきましては、仮設住宅とかみなし住宅、復興住宅など、できる限りの居住に関するのですね、支援は行ってきたところであります。しかし、被災者の方の事情によりまして転出された方も、いるのも確かでございます。</p> <p>村としてはですね、先ほど議員からも懸念されているように、やはり被災された方がこの村から出て行かないようなですね、人口流出にも対応していかなければならないということは、十分承知をしているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>これもですね、災害関係なくて、東峰村は人口流出が多くありますのでですね、全体的にそういったことを皆さんで考えていかなければならないかと思えます。</p> <p>得策というか、これがあるから人口流出がなくなるということもなかなかないでしょうからですね、みんなで知恵を出し合って、その辺りを止めていかなければならないと思えます。</p> <p>続いて、コロナ対策について、質問いたします。</p> <p>前回ですね、コロナについての質問をいたしました。それは、コロナワクチン接種に向けて準備は万端かということでございまして質問いたしました。そういった中で、できる限りの準備はしているようでもございましたけれども。</p> <p>今回、村長も言いましたように、若干の混乱はあったみたいですがけれども、このワクチン接種事業、今順調に行われているのか、その辺りをお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>梶原伯夫議員のですね、一般質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、村といたしましては、十分な対策を取って、このコロナ対策というのには臨んでいったわけでございますけれども、当初の予約券と言いますかね、そういったところの配り方について、多少問題があったということでございます。</p> <p>繰り返しますが、その後につきましては、その失敗例も踏まえまして、改善は行っていると認識をしているところで。</p> <p>ワクチンの接種自体についてはですね、これにつきましては、また先ほどの質問でも答えましたように、ワクチン接種された方々については、もう少し時間がかかるのではないかと、そういったところを想定していたみたいでございましてけれども、スムーズな接種ができた、そういったお言葉もいただいております、担当する保健課の職員をはじめですね、勇気づけられたというようなところになっております。</p> <p>したがって、これから65歳以下の接種も始まっていくところでありますので、そういったところも踏まえまして、また対処していきたいと考えているところで。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>失敗をしながら良いほうにですね、していただきたいと思えます。</p> <p>そういったこととまた違った角度でですね、実はワクチン接種は義務じゃないですね。希望者ということでございますけれども、これマスコミの中で話があったんですけども、同調圧力と言いますかね、打たない人に対する誹謗中傷とか、そういったのが出ているところもあるという話を聞きますが、そういったことの対策等は考えておりますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私も確認はしておりませんが、逆に、高齢者の独居老人等の方ですね、どうしても打たないというような方もおられるということは聞いております。</p> <p>そういったところは集落支援員さんもですね、中に入って声をかけていただい</p>

	<p>ると聞いております。</p> <p>そういったワクチンに関して誹謗中傷とか差別とかですね、そういうことがあることはもう言語道断でございますので、そういったところのやはり教宣活動ですね、そういったところは今後気を付けていきたいと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひとも、その辺りのことをよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、コロナ対策で国から地方創生臨時交付金、村には令和2年度からですね、来ておりますけれども、これの使途が妥当であったか、いくつか項目がありましたけれども、その辺りをどうお考えか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>妥当であったのかということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業といたしまして、令和2年度は約1億2,800万円ほどいただいて、30の事業を実施しております。</p> <p>国・県の特別持続化給付金等申請の支援をはじめ、コロナ禍の影響により収入が減少した受益者や不利益を受けた方に対し、議会の議決を受け、広く実施しております。議会の皆さんとともにこの事業は取り組んでいるということ、私は確信をしているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>今日ですね、この持続化給付金の配布の資料をいただいたわけでございますけれども、これをいつか全協でいただきましたけれども、そのときの説明と違う部分があれば、担当課長の方にお聞きします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>本日ですね、令和2年度の実績について、お配りをさせていただいております。これは、5月末をもってですね、出納閉鎖した後のですね、実施額ということで上げさせていただいております。</p> <p>当初の予算額からですね、多少事業間調整をさせていただいた部分はございますが、概ね全体の事業メニューとしては、ここに上げております30の事業項目について実施をさせていただいております。</p> <p>なおですね、この中でも令和2年度の繰り越し事業としてですね、させていただいている額が5,300万ほどございますので、その辺も合わせまして、令和3年度事業もですね、臨時交付金を広く活用させていただきたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>今定例会に繰り越しで上がっておりますように、そういったこと皆さん気になるころがありましょから、他の方にですね、その辺りの質問は今度させていただくということで、これについての質問は終わります。</p> <p>続きまして、これは、臨時交付金は関係ないのかもしれませんが、コロナで巣ごもりをするということで、本を読んだりとかするわけでございますけれども、ここに書いておりますように、朝倉市が今年度から電子図書館をオープンしております、これは非常に良いことだと私思いましたね、予算等々のくらいかかっているのか知りませんが、こういったことが東峰村でもできればですね、いいなと思って質問いたしましたけれども、これ東峰村で可能かどうか、お聞きします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>昨今もう電子書籍は、図書館ではなくてもいろんな方がですね、スマホ等で読んである方、マンガも含めてですね、利用が広く広がっておりますのでございます。</p> <p>結論から申しまして、東峰村でも技術的にはもう可能でございます。</p> <p>でも、一応全国的な統計を見ますと、この公立図書館で、この電子書籍を導入して</p>

	<p>いるところは10%ということです。</p> <p>メリットとしましては、先ほどから大蔵議員さん言われているように、やっぱりコロナ禍の中で巣ごもりに対する読書活動を、学びを止めない、生涯学習としての学びを止めないというのが一つ。</p> <p>それから、図書館に行くことによって人流が増えるということ、やっぱりコロナ対策というのが二つ。そういうメリットがあるかと思います。</p> <p>ただ、反対にデメリットとしましては、朝倉市さんが3月10日から導入されています。どれぐらいの予算かというところで聞いたところ、結構予算がかかっております。導入費用で80万、それからクラウド使用料が年間70万、ランニングコストとしては年間70万ですね。それが初期設定費用なんですけど、一番問題は、普通の本屋さんで買えば1千円から2千円して買えるものが、電子書籍の場合大体5千円なんですよね。</p> <p>だから、やっぱそれだけデジタル化する中で非常に費用がかかるということで、今のところ朝倉市さんは、その電子書籍の購入だけで1,100万。おそらく普通の本なら5分の1から4分の1ぐらいの値段のところですけど、そういった予算面が一つ課題だな、デメリットかなというところですね。</p> <p>もう一つのデメリットは、結局個人個人、それをダウンロードするためにアカウントを入力して、パスワードを入力して、そしてつまりコロナのワクチン接種と同じように、ネットで申し込む人がなかなか少ないという話がありますけど、若干高齢者の方々慣れてない、ネットに慣れてない方々にとっては、非常にちょっと使いづらいかなという点が、デメリットの二つ目です。</p> <p>本村の場合、統計では、大体村の中での実質図書を借りている方は100人、常時借りている方が100人。年代的には40代、50代、60代がほとんどでございます。そういう面から考えると、ネット操作に慣れてないと、なかなかその辺りが難しい面があるかなと。</p> <p>だから、その二つの天秤をどう見計らいながら、村民のニーズがやはり電子図書、ガンガンお願いしたいというふうになればですね、そっちのほうに舵を切る必要があるかと思っています。</p> <p>ただ、今の段階では、なかなか利用者のことを考えると、年代的なことも考えると、ネットの操作性とかを考えたら、もうちょっと時間が後になるのかなというようなことを考えております。</p> <p>それを代替案としましては、福岡県立図書館が、それほど冊数は多くないんですけど、電子図書を導入しております。県立図書館ですけど。ですから、県民は全員利用できます。当面そっちを利用するというのも、一つの方法かなということで考えております。</p> <p>ただ、いずれにしても、今後そういうことは、必要になってくるということは、間違いないと思います。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>そういった金額面を考えれば厳しいのかなと、費用対効果を考えれば厳しいのかなと思っておりましたけれども、朝倉市さんのほうに負担金なり分担金なりを払えば、少し少額でできるのかなと思いましたが、それ以外にもやはりネットを操作する村民の方たちのことを考えれば、やはりちょっと時期尚早かなと私も考えました。本当にありがとうございました。</p> <p>でも言われたように、いつかはですね、そういったことができるんだろうと思いますので、ぜひともそのときにはそういった方向で。</p> <p>子どもたちはですね、すぐタブレットの扱い方が上手ですので、そういったことが</p>

	<p>村民ができればですね、いいかなと思っております。</p> <p>続けて、またこれも地方創生についての質問になりますが、これまで地方創生の予算で公共工事が行われて、いくつか建物ができておりますけれど。これまでの、現時点のですね、地方創生の工事によってどんな成果があり課題があるか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>地方創生事業の成果と課題についてということでございますけれども、この件につきましては、外部有識者による評価を実施しております。その結果については、議員の皆様にも報告をしているところです。</p> <p>また、議会のほうでも地方創生調査検証特別委員会を設置していただいておりますので、検証をしていただいていると思っておりますところでもあります。</p> <p>しかし、平成30年度、令和元年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により外部検証委員会を行っておりませんので、今年度中に令和2年度事業と合わせて評価・検証を行っていきたくと考えております。</p> <p>また、検証を行う中でそれぞれの課題につきまして意見をいただいておりますので、今後も実施に対してはですね、盛り込んでいきたくと考えているところでもあります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>ぜひとも、そのできたやつが成功して、ずっと継続して利益を上げるようにですね、努力をお願いしたいと思うところでございます。</p> <p>続きまして、今後ですね、地方創生の予算、今年も国の予算を見ると何兆円か上がっております。</p> <p>そういった中で、村としてですね、村独自のこういったことをやりたい、こういった施策をやりたいといった要望等々を国にしておるのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>議会のほうにもですね、議決をいただいております第2期の東峰村まち・ひと・しごと総合戦略に基づいてですね、今後の施策等を行っているところでもあります。</p> <p>第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略で五つの基本目標を達成するために、現在できるものから実施しておりますが、今年度は住宅の整備とか東峰村応援団を重点的にですね、取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>また、このコロナ禍の中でですね、なかなか状況等とか、あと会議等がですね、できない状況でありますので、延長期間が今月の20日ということでございますので、それが切れて、そして動けるような段階になればですね、やはりそういった要望等をですね、今後図っていく必要があると考えているところでもあります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>地方創生のホームページを見ると、各地区の成功事例等々があります。その成功事例が東峰村に当てはまるかという、必ずしもそうではないかもしれませんが、そういった中で、自分たちの計画の中で重点点を見つけて、東峰村に合う施策とか、そういった事業を考えてですね、ぜひともやっていただき、簡単にはできんでしょうから、今日明日にできることではないんですけど、今後考えていただきまして、ぜひとも国からの予算を獲得していただきたいと思います。</p> <p>以上で、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>1時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13時38分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時45分)</p>

議 長	3番 黒川隆康議員の質問を認めます。 3番 黒川隆康議員
3 番	私は、まずですね、新型コロナワクチンの接種について、お尋ねしたいと思います。 この接種についてはですね、村長のあいさつの中でも触れられておりましたし、また、同僚議員も質問の中に、答弁の中にも入っておりました。 ですから、私は、今からの、今までの接種状況じゃなくてですね、これからの接種計画、それをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。65歳以下の人たちの部分も含めてですね、もし分かりましたらお願いします。
議 長	村長
村 長	いろいろと一般質問等を受けている中でですね、答弁はさせていただいておりますけれども、まず、6月の21日から2クール目ですね、65歳以上の方の接種が始まります。7月下旬までには終わる予定です。 1, 170回分が今回できそうですので、当然、前回と合わせますと、65歳以上の方の希望者については、すべてできるものと考えております。 この間、ちょっとですね、ワクチンが余りそうだとということもありますので、そのときは老健施設の職員さん、それから保育所の先生方、従事者、それから学校の先生方、そういった手順でできれば打っていきなというところは、一応指示をしているところでもあります。 しかしながら、今後65歳以下ですね、ワクチン接種が始まります。 議員もご承知だと思いますけど、菅総理がですね、10月から11月までにはすべて接種を終わらせたいということも言っておりますので、今、いろんな会社組織とかですね、そういったところで頻繁に行われているというのは、そういった実情があるのかなと思っております。 65歳以下の人たちについては、中間的な年齢を区切って行うのか、どうするのかというのは、今後の課題ということになりますけれども、できるだけ混雑しないようなですね、体制で組み立てていきたいと思っております。そういった場合には、またいろいろとご協力をお願いするということになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	そうしますと、65歳以下の分はまだ計画はされてない。第1回目はいつぐらいからするのということ、まだはっきり分かってないということですね。見通しもないですか。
議 長	村長
村 長	まず、第一にワクチンの入荷がですね、いつになるのかというのが、ちょっとサンプル詰めというのはですね、まだ確定していません。 その辺りについてはですね、私が説明しますよりも保健福祉課長のほうが詳しいかと思っておりますので、その辺りについては、ワクチンの入荷とかですね、そういったところは保健福祉課長のほうから説明をさせたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	先ほど村長から、ワクチンの入荷予定につきまして答弁ありましたけども、ちょっと前まではですね、まだちょっと確定してない状況でありましたが、最近確定いたしましたので、6月28日の週にはもう確定で納品が、東峰村のほうにワクチンが入ってくる予定になっております。 予定としましては、これまでと、2クール目と同じファイザーの1, 170回分のワクチンが入る予定になっております。 それに合わせましてですね、6月29日ぐらいからですね、64歳から60歳まで

	<p>の方の一般接種、それから、60歳未満で基礎疾患の有する方につきまして計画をしたいと思っております。</p> <p>今月の全戸配布でそのお知らせをして、22日から予約を受け付けたいと考えております。以上です。</p>
議長 3番	<p>3番 黒川隆康議員</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>私になぜ、こういうことをお聞きしたかというのはですね、皆さん一度ワクチン接種された方は随分安心されているんですよ、不安要素というのが取り払われてですね。</p> <p>されてない方は、いつ自分は接種してくれるのかなと、できるのかなという、やっぱり不安要素がたくさんあってですね、ですからできれば、こういうことが確定あるいは見通しが立てばですね、今、コロナ情報というのを災害無線で流していますよね。それと一緒にですね、例えば、こういうふうにワクチンが入荷して、何月何日から大体予定で、接種できるような予定になりますよとかいうような情報をですね、村民の皆さんにやっぱり知らせてほしい、そういうふうに思います。どうでしょうか。</p>
議長 村長	<p>村長</p> <p>第3クール目のですね、入荷が6月の28日にもう決まっているみたいでございませうので、そういったところについては、今回の15日の配布物でお知らせすると、今、課長言っておりますが、確かに言われるように、やはり65歳以上で接種された方は非常に安心しておりますけども、やはりそれ以下の方はですね、なかなか戦々恐々としていると思いますので、防災無線等とかですね、東峰テレビ、そういったところで流していきたいと考えております。</p>
議長 3番	<p>3番 黒川隆康議員</p> <p>ぜひお願いします。</p> <p>安全で安心な暮らしができる村づくりというふうに、常に言っておりますので、村民の皆さんが安心できるようにですね、常に心がけていただきたいというふうに思っております。</p> <p>次に移ります。</p> <p>旧宝珠山小学校のグラウンドに置かれている枕木についてでございますが、これは、先の臨時会の折にですね、同僚議員が予算でちょっと質問したときに、答弁の中に一部含まれておりましたけども、再確認という意味を含めまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p> <p>簡単な質問ですので、いくつかまとめて申し上げますので、お答えをお願いしたいと思います。</p> <p>この枕木の所有は、これは、村のものなのか、あるいはJR九州のものなのか。あるいは村が譲り受けたのであれば、これは、有償でもらったのか、無償なのか。それから、村のものであれば、今、グラウンドに持って、トラックで運んでいますけれども、この運送費用等についてはどうなっているのか。</p> <p>そして、村が貰ったのであれば、この利用目的はどういうことで貰ったのか。それから、グラウンドの置いている期間はいつまでなのか。まとめて質問したいと思います。</p>
議長 村長	<p>村長</p> <p>ちょっといろいろ言われましたので、抜かしたらまた言っていた方がいいんですが。</p> <p>このJRの枕木の件につきましては、村が無償でいただくという形ですね、JR九州のほうと覚書を取り交わしております。</p>

	<p>村がですね、どういう目的でいただくのかというのは、JR日田彦山線のBRT化によりまして、基金を10億円、添田と東峰村でいただいております。単純に考えますと、5億円ぐらいは東峰村もいただけるのかなと思っております。</p> <p>そういった中で、今、村のほうのですね、日田彦山線基金活用委員会と言いますか、そういったものを今立ち上げて協議をしておりますけれども、そういった中で、今、3つの駅をどういう具合にするのかということも検討しております。</p> <p>そういった中で宝珠山駅がですね、JRの所有の敷地が約4,000㎡ほどあります。村の所有が約6,000㎡、合計で1万㎡ほどの土地が確保できるというようなことになっております。</p> <p>村といたしましても、せっかくそれだけのですね、広大な土地になりますので、その利用をどうするのかということで、そこにこの、やはりJR日田彦山線の思い出と言いますか、そういったものを引き継いでいくためにも、そういったものを含めた公園化あたりをですね、考えています。</p> <p>その公園の敷地の中に、この枕木をですね、利用していきたいと考えております。今、旧宝珠山小学校のグラウンド、それから、宝珠山駅の近辺ですね、そういったところに堆積をさせていただいているところなんです。</p> <p>期間といたしましては、JR九州、3年でと言いましたので、あと2年、令和5年にはですね、5年度ぐらいにはBRT化ができるのではないかと考えておりますので、それに合わせて周辺整備も、できるところからやっていきたいと考えているところです。</p> <p>したがって、最低でもあと1年半ぐらいはですね、グラウンドに置くようになるのかなと。</p> <p>ただ、ご承知のように、その柵等もしております。その次に言わせてもらいますと、グラウンドのほうは緑化とかですね、そういったことも、議会のほうからのご承認いただいているところでありますけれども、全部はできないか分かりませんが、できる場所があればですね、そういったところもやっていきたいと考えているところであります。以上です。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>村長、先に答えたんですね、グラウンドの活用ですよ。</p> <p>だから、これは、以前は子どもたち、あるいは高齢者の憩いの場としての居場所づくりみたいな形でですね、整備しようということでなっておりました。</p> <p>それが29年の水害によって延び延びになってきたわけですが、水害の場合にはですね、これはどうしようもないことです。</p> <p>今回の場合は、BRT工事によるグラウンド使用ですから、しかも今、新たに協議会、協議を始めるということ、この前お聞きしました。</p> <p>ということは、グラウンド整備については、一応今までの分は中止、ゼロということで考えられているということでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われますように、29年災害によって8割方ですね、整備ができてたグラウンドでありますけれども、それに仮設住宅の建設ということで、一応中断をされておりました。</p> <p>また、議会のほうからも、今後についてもですね、予算等いただいておりますけれども、一応今聞いたところによりますと、予算のほうは一応リセットされてゼロになっているということでもあります。</p> <p>しかしながら、議会の議員さんの皆さんのやっぱり議決もいただいておりますので、やはり当初計画どおりですね、緑化、先ほども議員言われましたように、高齢者</p>

	の方とか子どもたちの遊べる場所とか、そういったところについては、再度議会のほうをお願いをして、今後いきたいと考えているところです。
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	ゼロベースじゃないということではないですかね。
議 長	村長
村 長	計画は、せっかく議決をいただいておりますので、これはもう継続をしていきたいと思えます。 ただ、予算のほうは、今、ゼロベースになっているということでございます。
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	これですね、旧宝珠山小学校のグラウンドに置いてありますけれども、どうしてこのグラウンドに置いたのかなというふうに思うわけです。 今、村長、両方に置いてありますよね。村民グラウンドの手前の脇に置いてあるんですか。 （「宝珠山駅に置いてある。」の声） 宝珠山駅に置いてある。僕は、村民グラウンドの手前が開いていますよね、空き地が。あそこになんで置かなかったのかなと思うんですよ。 というのは、グラウンドに今、トラックがずっと出入りしていますから、グラウンドがまた荒れているんですね。今まで排水溝処理工事をしたのに、また入って荒れている。また整備し直さないといけないというような感じになってしまうので、どうしてグラウンドに置くようにしたのかな、なんでもっと他のところを考えなかったのかなというふうに思うんですが、そのところはどんなでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほど申しましたように、宝珠山駅周辺整備の話は、JRのほうにもさせていただいているところです。そのために枕木をいただきたいというところも話しているところです。 そういった中で、宝珠山駅周辺のところに、ちょっと最初置けなかったんですね。それで、宝珠山駅周辺は、あの近辺の枕木を今積んでいる。 大行司のところは、やはりどうしても仮置きで、グラウンドのほうに置かせてほしいという要望がありましたので、一応了解をしているところであります。 したがって、これにつきましても、宝珠山駅のほうにですね、すべて今後運んでいくということになります。
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	私が申し上げたいのはね、宝珠山小学校のグラウンドに置くのではなくて、もっと硬い、あそこは荒れてしまうんですよ、トラックが行ったり来たりするから。そうすると、また再整備し直さなきゃいけない状態になりますよね。 それよりも村民グラウンドの手前の、宝珠の郷との間に空き地がありますよね。なんでああいうところに置かなかったのかなという疑問があるんです。私は。 だから、そこに置いた理由というのが、旧宝珠山小学校のグラウンドに置いたという理由がはっきり、ちょっと分からないんですけれども。どうでしょう。
議 長	副村長
副 村 長	宝珠山小学校のグラウンドをお貸ししたという経緯につきましては、昨年からはBRTの工事が始まる時に、JRの工事を行う会社がですね、資材置き場等もありますので、グラウンドを貸してほしいという申し入れがありました。 そのときには、ちょっとグラウンドについては、コロナの交付金の関係で整備をしようという計画がございましたので、別の場所を使うことを検討してくださいということで、1回差し戻したんですね、業者さんのほうに。

	<p>その後の経過の中で、他にどうしてもいいところ、工事との距離の関係とか搬出、搬入の利便性とか、そういった部分も含めて、再度協議して、検討して、持って来てくださいということで、持って来ていただいた部分が一つ。</p> <p>それとですね、そのときには枕木の話は、業者さんとはできてなかったんですけど、村のほうが枕木を無償譲渡してもらおうという部分で、枕木もそこに置いて、最終的にあそこ、グラウンドを、今20cmぐらい低くて、いずれにしても整備をしなきゃいけないんですね、その辺りについてのし戻し、原形復旧については、まだ業者さんとの交渉になりますが、そういった部分も含めて、枕木を置くことについて、また資材等をですね、工事の関係で置くことについて正式に申し入れがありましたので、そちらのほうの許可を出したというところがですね、経過にはなっております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>経過はそれで分かりました。</p> <p>ただ、後々活用する場合に、やっぱり整備する費用等またかかりますので、そこも含めてですね、検討していただけたらよかったかなというふうに思います。ただ、これ以上は申しません。</p> <p>私は、これで質問を終わります。</p>
休憩	
議長	2時10分まで換気休憩を行います。 (14時06分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。 (14時10分)
議長	2番 梶原光春議員の質問を認めます。 2番 梶原光春議員
2番	<p>私は、村内の村道の危険箇所、そういったところについての質問をいたします。</p> <p>現在ですね、かなりの数の村道がありますけども、東峰村には、その中でですね、これは、災害に直結することで、災害の避難のときに直結するというところで。</p> <p>まず、今までの中で把握しているところで、日常的に使われている村道、例えば林道とか里道とか、こういった村道はもう除きます。日常的に朝、通勤で出かける、通学で出かける、帰ってくる、買い物に出かける、日常的に使われる箇所ですね、危険な箇所、そういった村道がどのくらいあるか。</p> <p>それは、カーブもあるだろうし狭いところもあるだろうし、勾配もあるだろうと思います。勾配のパーセンテージでですね、15%以上とか、そういったところでですね、それは、村のほうは把握をしておりますか、また、どのくらいの箇所があるのか、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、村道の管理において、道路の崩落や陥没などの通行上支障があるような危険な箇所については、速やかに応急対策、通行規制等の対応を、現状では実施しているというところになります。</p> <p>ご質問にあります日常に使われる村道の危険箇所等は、先ほどお話にありましたように、道路幅が狭い、あるいはカーブがきつい、あるいは急勾配で車両が通行しづらい箇所のことかと思っておりますけども、現状で生活道の拡幅、改良に関する要望はですね、過去5過年度でですね、7件が要望書として提出されております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	その7カ所はですね、すべてもう改良されておりますか。
議長	建設水道課長

建設水道課長	<p>要望が上がりました7カ所について、すべてですね、改良が終わっているわけではございません。</p> <p>平成29年九州北部豪雨による災害対応を優先せざるを得ない状況にございまして、現状で工事が実施できていない場所もございます。</p>
議長 2番	<p>2番 梶原光春議員</p> <p>そうしますとですね、災害の復旧工事が終わったら、そちらのほうにかかるという考えで、地域の人、地元の方たちには、説明はされておりますか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>地域の方への説明につきましてはですね、十分説明ができていないところもあるかもしれませんが、基本的には平成29年の九州北部豪雨での被災以降ですね、災害優先という状況であったというところですね、状況が進んでないというところについての説明はですね、要望書として返しているもの、返してないものがございますけれども、十分説明したかと言われたらですね、詳細な説明までは、ご理解までは進んでいるかというのは、ちょっと判断しかねるところはございます。</p>
議長 2番	<p>2番 梶原光春議員</p> <p>その中でですね、再度要望されて、二度三度とですね。</p> <p>過去ですね、例えば、こういう危険箇所というのは、たぶん危険箇所、狭いところというのは、過去にさかのぼればですね、その5年以内でなくても、何度かやっばり要望されていると思います。それは我々が知らないだけかもしれない。</p> <p>これはもう地区の長老の人たちに聞いてですね、私どもも判断をするんですけど、あのときはこうだったと。だけど、できなかったと、こういう理由で。</p> <p>例えば、一番いい例がですね、1軒だけしかないとか、1軒だけしか家がないから、2軒以上ないとそれは対象にならないと、昔のですね、役場の対応はそうだったですよ。</p> <p>ですから、そういう再三要望されているところは、何箇所かございますか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどから建設水道課長が答弁しているとおりでございますけれども、村道の要望等はですね、7路線あるということで、再三要望されているところというのは1カ所しかございません。</p> <p>村といたしましても、要望箇所等にはですね、できるだけ応えていこうと考えておりますけれども、何せ九州北部豪雨災害で、その災害復旧のほうで業者さん手いっぱいでございます。そういった中で、なかなか進んでいないというのが現状でございます。</p> <p>そういった中で、業者さんのほうにもですね、協力をお願いをいたしまして、できるところからやっていきたいと思っております。</p> <p>9月の議会等でまた補正予算等ですね、お願いするかと思っておりますので、その節にはご理解とご協力をお願いしたいと思っております。</p>
議長 2番	<p>2番 梶原光春議員</p> <p>その中でですね、例えば、交通事故というよりも、交通事故というのは通常人身事故とか、そういったことでありますけれども。道路からはみ出て、崖から落ちそうになったとか、落ちたとか、そういったところの報告とかそういったことを、過去20年、30年さかのぼっても、とてもその記録もないだろうからですね、そういう相談を受けたことは、村はありますか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>最近という話にはなってしまうんですけども、村へのですね、交通事故等の報告は、今のところ聞いていないという状況でございます。</p>

	脱輪や自損事故をはじめまして、警察やですね、村民の方から連絡等がない場合については、現状では把握しかねるところでございます。
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>私の知る限りはですね、横井第二線、これは3度ほど起きております。これは5年以内ではありません。</p> <p>確かに勾配も360度ターンでから、20mの距離で、高低差が5mだと、非常に厳しいところですね。それから中仙道線、これも幅が狭くてから、コンクリートの亀の甲でやっておりますけども、非常に狭くて脱輪はですね、度々起きております。</p> <p>問題はですね、こういったところのですね、救急車と消防車が入らないところなんですね。第一が。これが大きなところ、例えば、黒谷なんかもそうですけど、あそこも勾配がきつい。ただ、あそこは直線が長いからですね、わりと見通しがいいんですけども、他のところは非常に難しいというですね。</p> <p>ですから、そういったところでですね、やっぱり全部が全部4mの、公定の4m道路をつくれとは言わないけれども、やはり救急車、消防車が入るような2.5mぐらいの道路は、村道としてですね、必要じゃないかと。それは当たり前のことじゃないかなと思いますけども、その辺の考えはいかがですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先ほども少し、繰り返しになる部分もございますけれども、九州北部豪雨での被災以降ですね、公共災の発注もですね、もう100%に達しているという状況でございます。</p> <p>今後の対応としましてはですね、やはり工事の規模とかですね、あと利用実態も含める中でですね、緊急車両の通行の可否などもきちんと踏まえつつですね、すべての改良という部分ではないかもしれませんが、部分改良の実施について、順次進めるよう検討していきたいというふうに考えております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>ぜひですね、早くやっていただきたい。</p> <p>というのはですね、午前中の質問の中に遊具の話がありました。公園でですね。補償の問題が、教育長が申されました。</p> <p>当然そのことはですね、いつも考えるんですけども、もしこれで、ガードレールもない、あれほど要望してたのに車が落ちて、軽いけがならいいですたいね。重傷事故とか死亡事故が起きたときは、その補償は村かせないかんですよ。このことが一番大きい問題だと思う。</p> <p>ですから、その辺のですね、対応ができていますか。</p> <p>補償ということになってくると、これまた大きな問題になってくるからですね、やはり容易なことではないというふうに考えるんですよ。</p> <p>だから、これはもう悪いところは、もう昔から悪いんですね。だから、一日も早く、たとえ1軒であろうとやるべきだろうと、私は考えますが、いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>4月時点で高齢化率が45%、段々ですね、やっぱり高齢化率が上がっていく本村の場合ですね、やはり村民の方の安全・安心、これはもう最優先しなければならないことだと思っております。</p> <p>そういった中で、議員言われるように、やっぱり救急車、消防車のですね、入って行けるようにするというのは重要なことだと思いますし、そういったところは、やはり私どももこの要望等で承知しておりますので、今後取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>ただ、先ほどの、道から落ちたとかですね、そういったところの補償等、これはち</p>

	よっとまたいろんな考え方があるかと思えますけれども、それは抜きといたしまして、やはり村が村民の方の安全・安心を守らなきゃいかんというのは当然のことでございますので、そういったところについてはですね、今後やっぱり早急にやっていきたいと思っております。
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	まず、そういうふうにならないようにですね、私は考えて、部分改良でいいということですね。 ちょこっと飛び出ている、ですから、石垣を1mほど削ればいいのか崖を削ればいいと。あと50cm幅がですね、岩盤帯のところがあって、そこを削ったらもっと楽なんだろうけどなど。救急車が入るとか、ざらにあるわけなんですね。 ですから、その辺のことをですね、一日も早くやっていただいて、そして、災害がまた今年、いよいよ梅雨の時期になりました。そんなときにそこでですね、災害が、避難できないというようなことがないように、その検討を至急お願いしたいと思えます。
議 長	村長
村 長	先ほどから答弁をしておりますように、村といたしましても、一日も早い完成に向けてですね、取り組んでいきたいと思っております。
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	それをお願いして、私の質問を終わります。以上です。
散 会	
議 長	これをもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。 明日16日は、午前9時30分から開会します。 本日は、これにて散会いたします。 <div style="text-align: right;">(14時24分)</div>

第6回 東峰村議会定例会会議録

令和3年6月16日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和3年 第6回東峰村議会定例会議事日程

令和3年6月16日開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
- 日程第 3 報告第 2号 令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
- 日程第 4 報告第 3号 令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
- 日程第 5 議案第 3 2号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 3号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 3 4号 令和3年度東峰村国民健康保険事業歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 8 選挙第 1号 東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 9 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について
- 日程第 10 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>6番 高倉議員、質問席のほうにどうぞ。</p>
議 長	<p>6番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>私は、まず、7年間、副村長がこの村に来ていただきました。この7年間のですね、副村長が村に対してどのような効果があったのか、悪くはないと思いますけども、この村にとってどれほどの利益か効果と、それは、答弁のほうで適当に答えていただきたいと思いますが、どのような効果があったのかを、まずお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>7年間、3名の副村長県から来ていただきました。そういった中で、県からの人材、職員の派遣をはじめですね、国・県事業に係るいち早い情報の取得など、県との連携に大きな役割を果たしていただいたと、私は思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>そういうふうですね、県からの情報とかをいち早く教えていただいたとか、いうふうなことをおっしゃいますが。</p> <p>村長がいつも、この副村長の人事案件を出すときに、県とのパイプということもいつも言っていたと思います。具体的にですね、県とのパイプは、先ほども答えたのに入るのかもしれませんが、具体的に事例を挙げて答えていただくと助かりますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはりですね、県とのパイプと言いますか、県職員が副村長で来られていたということで、何を言いましても情報交換ですね、情報の収集とかそういったものが非常に大きかったですね。</p> <p>例えば、何々の件についてと言えば、私どもは、県の組織のどこがやっているのかというの、やっぱりなかなか分からない。そういったところは、もう県庁職員でございますので、何部の何課のどこが担当ですよとか、そういったところにもまた繋いでいただきまして、東峰村の政策とか、そういったところはいろいろとご尽力をさせていただいたと思っております。</p> <p>具体的に言いますと、やはり九州北部豪雨の対応とかですね、それから、日田彦山線の問題の対応、それから、豪雨災害での県職からの人材の派遣ですね、それと、これはまた違うんですが、なかなか滞納者の、何ですか、収納率と言いますか、そういったものが上がらないところ、そういったところを県税務署のOBあたりを紹介していただいて、そして収納向上に繋がっているということも、これも一つの例でございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>いろいろの効果はあったということでございます。</p> <p>それですね、今年の春までにいらっしやいました高橋さんは別としまして、堺さん、岩橋さんとは、今、村長としてですね、どのようなお付き合いをなさっておるか。今、もう全然連絡とか取り合っていないのか。</p>

	やはりこういう方たち、せっかく来てくれたからですね、東峰村のために、この後 もご尽力していただきたいと思っておりますが、村長としてどのようなお付き合いを されておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。
議 長	村長
村 長	それぞれの副村長さんは、やはり東峰村で2年間、若しくは3年間過ごしていただ いたということで、東峰村に対しましては、非常なご協力をいただいております。 また、堺副村長あたり、豪雨災害の後には、もうボランティアで土砂災害等ですね、 そういったところも来ていただきましたし、私の家にも家族連れで遊びにも来てくれ ています。岩橋さんも同じでございます。 特に岩橋さんの場合は、豪雨災害でのご尽力、これにつきましては、本当に感謝を 申し上げる次第であります。 また、県庁に行きましてもですね、必ず私ども3人の副村長等は訪ねて行っており ます。 そういった中で、やはりそれぞれの副村長が親しく、またいろんなアドバイスもい ただき、こちらからお願いすることばかりなんですけれども、そういったところで、 県の部署、課等にですね、繋いでいただいているというのは、非常のありがたいこと だと思っております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	村長が今言われたようにですね、これからも東峰村にご尽力いただけるようにです ね、お付き合いをしていただきたいと思っております。 次の質問にまいります。 地域おこし協力隊についてということで、今年の3月にも私質問させていただきました 。今までですね、ちょっとこここのところがはっきり分かりませんでしたので、地 域おこし協力隊員としてですね、本村に来てくれた方は何名おられるのか、また、現 在何名の方が村に残っているのか。 これはですね、最初から来てくれた中の人で村に残って、要するに3年の任期とか 任期終わった後に、村に現在いるのかという質問でございますので、そこをよろしく お願いします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	地域おこし協力隊制度によりまして、平成27年からですね、令和2年度までに2 2名の協力隊員としてですね、東峰村で採用させていただいております。 そして、この中で退任された協力隊が14名おられます。この14名の中でのですね、 5名がですね、現在東峰村のほうに残っていただいております。以上でございます。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	次にですね、協力隊の方がいろいろ各部署に配置されております。協力隊員の役割 というのがですね、どういうものなのかを、この面接とかですね、いろんなことを こちらから要望するのかもしれないし、隊員さんたちの希望を聞くのかもしれない 。どういうふうな役割でこの村に来ていただいておりますのか、そのところはどのよ うに考えておられますか。
議 長	副村長
副 村 長	協力隊員につきましては、募集の際に村としての地域おこし、活性化等のミッシ ョン、ミッションとよく言いますが、どういう目的を持って、どういう活動をしてい ただき、3年後の定住に向けての活動を行っていただきたいという形で募集を行いま す。 その中で、応募してきた方に面接を行って、採用をさせていただいて、それぞれの役 割と言いますか、カタカナで申し訳ありません。ミッションという形を申しますが、

	その中でやはり能力、持てる資質を發揮していただいて、最終的には定住に結び付けていただくという形で、やっていただくということになっているところがございます。
議長 6番	6番 高倉寛視議員 協力隊員の方に来ていただくということで、住宅とかをこちらで用意をなさっております。それでですね、これは私が聞いたんですけど、家の中がひどいとか、水道の漏れがあったとか、そういったことを聞いております。こんなことを言うといかんけど、やっぱり協力隊に来てくれる人というのは、ある程度都会というのですか、いい家から来るんじゃないかなと、ちょっと考えております。それでですね、やはり住むところはですね、やはり難しい問題があるとは思いますが、やはりいいところに住んでいただいて、そういった活動をしていただきたいと、私は考えておりますけど。その住むところというのは、住宅ですね、住宅というのはどのように考えておられますか。
議長 村長	村長 高倉議員、前向きなですね、いい質問だと思っております。なかなか地域おこし協力隊の住居等の確保につきましては、空き家等がですね、なかなかないという一つの大きな問題があります。空き家があっても貸していただけないとかですね。それから、空き家を借りた場合もですね、とにかく家の広さが大きいとですね。それで協力隊員1人ですから、当初シェアハウスのような形でやってたんですけども、なかなかやはりうまくいかなくて、大きな家に協力隊員が1人というのが現状でございます。そういった中でも、なかなかその住宅の確保が難しいというのも大きなネックになっています。当然、新しい家の空き家というのはなかなかありませんので、古い家ですのでボイラーが故障していたとか、水道管が入って寒波のためにやられたとか、いろんな問題点等がありますけれども、それは一つ一つきっちりと対応して、協力隊員の方が、やはり安心して居住できるような環境づくりというのは、やっていっていると思っております。
議長 6番	6番 高倉寛視議員 時々村営住宅というのがあります。こういったところには入れてもらえないでしょうか。
議長 村長	村長 選択肢としてはですね、あります。村営住宅に入居というのはあるんですけども。もう一つのミッション、地域おこし協力隊員に求められるミッションが、地域に溶け込んでですね、そしてミッションをやってもらうというところもありますので、今のところ各地域から借りれるですね、住宅等を手当てして、入居していただいているということでございます。
議長 6番	6番 高倉寛視議員 それでですね、今、各施設に配置されている隊員の方たち、ちょっと考えるに、その施設の人件費削減のために、なんか来ているように思われるところが非常に多いんですけど、このような状態はどのように考えておりますか。もし、この方たちが、前も、確か3月にもちょっと聞いたかなと思うんですけども、この方たちがいなくなれば、その人件費がまた別に発生するというふうな感覚

	<p>になると思います。</p> <p>そのような今の状態ですね、これをどのように考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>先ほどの質問の件でございますが、それぞれの施設等に村から派遣という形ですね、協力隊員で活動していただいている方がいるのは確かでございます。</p> <p>その中で、何と言いますか、人件費削減という意味でしているのではなくて、やはりその地域、その施設等を踏まえて地域おこしを行っていただくというミッションをもって、そこに従事しているということで、最終的には結果論にはなりますが、その中でその施設の経費として、人件費1人分が村が出しているという実情はございます。</p> <p>ただ、実例というか、個別の名称は避けませんが、やはりその法人なりですね、自分がちょっと会議の中に入っている部分については、やはり3年後、当然その人たちの人件費を経費の中で見ていかなければいけないということ、またそのために、どういうふうにして、やっぱり集客また満足度の向上等を行っていくかという部分をですね、きちんと法人の中で課題を持って取り組んでいるという形で、その協力隊員がいなくなった後、その方たちがそのままそこですね、定住という形で、やっぱり関わっていただくのが一番とは思いますが、そういう形ですね、やっているところであるというふうには、自分たちとしては理解しているということでございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>副村長がそのようにおっしゃられました。そしてですね、やはり3年後独立というふうなことでございましょうが。</p> <p>そのためにはですね、やはりその施設に入って、単純に店番するとかじゃなくて、その人たちにいろんな考え方があってと思います。将来的に自分は、例えば、同じ施設をですね、こういうふうにやったほうがいいんじゃないかとか、そういうふうな、逆にアドバイザーみたいな、そういったところがなんか非常に、企業によって受け付けてないというふうな感じがいたします。</p> <p>それですね、やはり下のあれにも入るとは思いますけれども、これから先にこの方たちが村に残ってやっていただけるということになるとすればですね、やはり役場のほうも、役場の企画政策課になるんですかね、やはり中に、一緒に企業の方と話して、やはり将来的にこの方はこういうふうなポジションにいてもらおうとか、そういうふうなことでですね、役場のほうもやっぱり応援すべきではないかと、私はちょっと考えておりますけど、そのところはどうのように考えますか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>実情といたしましてですね、やはり協力隊の方がいろんな相談等をですね、村に来られます。その中でお店と言いますかですね、その施設の管理をする業務が多忙で、実際自分がやりたい業務ができないとかいうですね、相談を来られたこともあります。</p> <p>そういう場合はやっぱり施設のほうに話をつないで、どうするのが一番いいかという協議はですね、村のほうとしても行っているところでございます。それがどう反映されるかというのはですね、最終的にはそれぞれの立場の考え方にはなるとは思いますが。</p> <p>そういった部分を踏まえてですね、村として数年前については、アドバイザー的な方を外部からお雇いして、状況等のヒアリングを行って、その方たちが今後活動していくためにはどうすればいいかというアドバイスをですね、村のほうにいただいたりしたとかございました。</p>

	この分がですね、災害以降ですね、できてない分もございまして、そういった形でフォローアップを村としてですね、その活動する場所と協力隊ですね、その三者をつないで、より良くやっていくような体制づくりはですね、当然村としてはやっていかなければいけないというふうに思っております。
議長 6番	6番 高倉寛視議員 今、ちょっと言われましたけど、災害後にできてないと。もう4年も経っているんですよ。 非常に、そういうふうについてまでも災害のことを持ち出すんじゃなくて、やはり復興、復興というのであれば、そういったところを率先してやっていくべきだと、私は考えております。 それですね、今言われたように、そこの施設の企業ですか、企業の方とやっぱり協力隊員の人たち、やはり一緒に役場の方が入って、この方たちがどうすれば村に残られるのか、残っていただけるのか、そういうふうなやっぱ話し合いをですね、これから密にやっていただきたいと思います。 そうしないと、先ほど言われたように、22名で、新しい人が14名だろうと思いますが、実質残っているのが5名というふうな話でございまして、非常に確立が悪ございます。やはりせっかく来ていただいて、東峰村の良さは分かっているはずなんですよね、この方たちも。ですから、なおさら東峰村に残っていただきたい。 そういったことをですね、村役場として強力に手助けしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
議長	副村長
副村長	すみません、先ほど災害以降と言った分はですね、外部のアドバイザーを招へいをして、行う活動がちょっとできなかったということで、村としてやってないということではございませんので、言い方が悪ございまして、申し訳ございません。 先ほどの分についてですが、協力隊員がですね、満足してというか、持てる能力を発揮して定住に結び付けるため、以前はですね、協力隊員さんが5名とか少なかったときには、基本的に週に1回だったかな、村の中で報告会みたいな意見交換会を協力隊員さんでされてたんですよ。それは、協力隊員さんだけではあったんですが。 そういう形で、週1回と言うのは大変でしょうけど、月1回とか、そういうときに協力隊員さんの実情とか現状とかですね、そういった部分を腹を割って村の職員と一緒に話して、その課題をもとに、いろんなそういった事業所とかですね、立場を踏まえてやっていけるようなですね、体制を今後作っていききたいというふうに思っておりますので、今ご意見をいただきまして考えているところでございます。
議長 6番	6番 高倉寛視議員 せっかくですね、縁あって東峰村に来ていただいておりますので、なるべくそういったところで、村としても協力していただきたいと思っております。 次の質問にまいります。 村長の業務の中でですね、職員がいろいろ手伝っておられると思います。職員以外にですね、外部の方にお手伝いいただいております方はいるのか、そこをまず伺いたいと思います。
議長	村長
村長	外部の方というのは、ちょっとその辺りはどのようなことか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。
議長 6番	6番 高倉寛視議員 ここにですね、これは後から言おうと思ったんですけど、東峰村長澁谷博昭秘書とってご子息の名前があります。

	ということは、この方は村内じゃなくて外部の方ですよ。間違いないんですか。
議長	村長
村長	村長もですね、皆さん方も政治家でございます。政治家としての澁谷博昭の個人秘書等はですね、これは認められておりますので、そういった形で私の政治活動ですね、そういったところの補佐として、息子がなっただいていてというところでありませう。
休憩	
議長	高倉議員、一般質問の途中ですが、5分間の換気休憩をしたいと思いますので。5分間、10時まで休憩します。 (9時55分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、一般質問を再開します。 (10時00分)
議長	6番 高倉寛視議員
6番	そういうことで、ご息がされているということでございますが、村長秘書というからにはですね、当然村の内情のことも話されておるのかなど、私は考えております。また、そこにはですね、当然秘密にしなければならないことも含まれていると思いますが、もし差し支えなければですね、どのようなことを話されているのかを、お聞きしたいと思います。
議長	村長
村長	私のですね、政策に関連したことについてのアドバイスですね、そういったところについては求めたり、そういったところはやっているところでもあります。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	政策ということございましたけど、ということは東峰村の、何と言うんですかね、内情と言ったらおかしいけど、予算とかそういったことに関しては、話してないということを受け止めてよろしいですか。
議長	村長
村長	予算等はもう公表されておりますよね。ですから、別にどうこうという話ではありません。私の構想等についてですね、意見を聞いたりとか、何と言いますか、いろんな相談に対して補佐的な役割をしていただいているというところですよ。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	ご息がですね、先月の伊藤さんの件の判決が出た後に、このような文書を流しております。ちょっと読ませていただきます。 親父が変な言いがかりをつけられたんで、断固法的対応をした件、完全勝訴。 今後は裁判所から訴えを棄却されるような巨悪案件をさんざん政治利用してきた輩を「撃破」していく。こっちには時間もお金もやる気もあるから、とことん追い詰めさせていただく。 政治の世界なんてやくざな世界なんだから、輩な連中も当然その覚悟で政治利用してきたんだと思います。相手に覚悟がなくても、こっちは行くところまで行くから、最後までお付き合いいただきたい。世の中の厳しさを教えてあげるから。 さあ、反撃開始。輩さんたち、次は法廷で会いましょう。 ということで、この1年、村長秘書業務のほとんどを、すべての時間を費やしてきた裁判の結果が出て、相手側の訴えを棄却するという結果になりましたと。 このような非常な、ちょっとした過激とも思われるような文面があります。 この中でですね、私たちのことだと思ひます、これは。

	<p>私たちのことを輩と呼びですね、「撃破」していただく、「とことん追い詰めさせていただく。政治の世界なんてやくざな世界なんだから」など書いております。</p> <p>東峰村長の秘書を名乗る方がですね、パソコンでこのような文章を流したことにどのように感じておりますか。</p>
議長	<p>村長、ちょっとお待ちください。</p> <p>高倉議員、その文章は、議長宛、後で提出をお願いします。</p> <p>(「わかりました。」の声)</p> <p>村長</p>
村長	<p>初めてちょっとお聞きいたしましたけれども。</p> <p>それは、パソコンといいますのは、パソコンでありまして、情報源は何ですかね。例えば、フェイスブックとかツイッターとか、いろいろあるかと思えますけれども。その件に関しては、私も今初めて聞きました。どこから入手されたのか、お知らせをいただきたいと思えます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>これはですね、フェイスブックですかね、個人の。よく私も分からないんですけど、友だちに流す情報ということでございます。そこから私のところにこの文章が回ってまいりました。</p>
議長	村長
村長	<p>そうしますと、ちょっとお尋ねですが、高倉議員そのものがフェイスブックから取られたのではなくて、誰からかいただいたという解釈でよろしいでしょうか。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	はい、そうです。
議長	村長
村長	<p>それでは、今、高倉議員が入手したのではなくて、第三者の方からいただいたという解釈でよろしいですね。</p> <p>(「そうです。」の声)</p> <p>そうですというお言葉を聞きました。</p> <p>それで、私も息子のフェイスブック等についてはですね、承知と言いますか、いろいろ知らないのですけれども。</p> <p>確かですね、息子は2つのフェイスブックを持っていると思っています。1つが公開ですね、公開のフェイスブックですと、これはいろんな方が自由に見れます。</p> <p>公開でなくて、友だち限定のフェイスブックというのもあります。その中の、たぶん1つかなと思っております。私も早速息子のフェイスブック等を見たいと思っておりますけれども。</p> <p>その友だち限定であるフェイスブックについてですね、その第三者の方からいただいた文書を、こういった議会の場で公表したことというのはですね、これは、プライバシーの侵害に当たるんじゃないかと、ちょっと思いますが。</p> <p>これは、私もちょっと調べてみますが、そういったところも踏まえて言われたと解釈をしております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>これをですね、友だち限定だからどうのこうのと言っておりますけれども、多数の人が見ているんですよね、実質。</p> <p>それはいいです。それはいいですけど、先ほどの私の質問に答えてください。</p> <p>私たちのことを輩と呼び、「撃破」して行く、「とことん追い詰めさせていただく。政治の世界なんてやくざな世界なんだから」と書いております。</p> <p>東峰村長の秘書です。あくまで東峰村長の秘書です。いくら私設であろうと、個人</p>

	<p>的であろうと、東峰村長名を出した後にですね、秘書を名乗る方がこのような文章を流したことに、どのように感じておりますかということを知りましたので、そこに答えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>伊藤千鶴氏の裁判のときにですね、証人喚問、私も受けましたし、伊藤千鶴氏、それから、もう1人の方も来られて証人に立ちました。そのときに高倉議員、高橋議員、それから、高橋議員の関係者の方あたりも来られていたわけでございます。</p> <p>当然、この問題についてはですね、私も息子のほうとはいろいろ話をしながら進めてまいりましたので、そういったところについて、息子も当然その裁判には来ておりました。</p> <p>その日付は、いつの日付なんですかね、フェイスブックの日付は。ちょっとそれを教えていただけますか。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>村長、私の質問に、先に答えてください。</p> <p>判決の出た日の次の日、21日、そのままですね。</p>
議長	村長
村長	<p>判決の後に、じゃあ、それを書かれたということで、息子のほうもですね、一緒になってこの問題は取り組んでできましたので、息子のほうがそういった表現の仕方をしたんだろうと思っております。</p> <p>それに関しては、私も初めて今日聞いたことでございますので、息子がそういうことを言ったことに対して、私がどうこうというのは、この場では差し控えさせていただきますが、いずれにしても、これは、友だち限定ですので、その友だちが高倉議員に渡して、こういった場でそういうことを質問されるということはですね、これは、私は、本当にプライバシーの侵害だと、息子に対するですね、そういうことを考えております。</p> <p>それがもう完全に事実であるということでございますので、その後の対応についてはですね、ちょっといろいろ相談しながら対応していきたいと思っております。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>議会運営委員長、副委員長、議長席のほうに来てください。</p>
休憩	
議長	<p>一般質問の途中ではありますが、10時30分まで休憩をいたします。</p> <p>(10時13分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。</p> <p>(10時41分)</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>村長はですね、こういうことはプライバシーの侵害になるのではないかとことをおっしゃいましたので、その結果がはっきりするまで、私の質問は、これで終わらせていただきたいと思います。</p>
休憩	
議長	<p>10時50分まで休憩します。</p> <p>(10時41分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開します。</p> <p>(10時50分)</p>
議長	4番 高橋弘展議員の質問を認めます。

	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>数点、大きな質問をしまいいりたいと思います。</p> <p>まず1点目、宝珠山ふるさと村の経営についてということ。</p> <p>度重ねてこの質問をしまいいりましたが、住宅の件は解決したのか。</p> <p>質問に入ります前に、1点だけ確認と、一つ抗議の意味合いも込めて、質問させていただきます。</p> <p>先ほどの高倉議員の質問の際に、裁判の傍聴で高橋議員の関係者というふうな言い方をされておりましたが、別に、なんでしょう、他に来ている人が高橋議員の関係者という、別に名札を付けて入っていたわけではなく、自分の意思で来られているかと思えます。その言い方を訂正していただけないか。</p>
議 長	村長
村 長	私はそのように思いましたものですから、そういった表現の仕方をしたということでございます。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	それはあなたの主観でしょう。その人たちがそう思って来てなかったらどうするんですか。
議 長	村長
村 長	それについて、どういう意図でそういう質問をされているのか、お聞きしたいと思います。
4 番	ただ今の発言は、反問権じゃないですか。
議 長	<p>高橋議員、お座りください。</p> <p>まず、村長の発言を取り消すかどうかというのは本人の関係あります。また、議員においても、本人の発言をどうするかというのは、まず、発言をした議員によって違いますので、この件については、村長が取り消さないと言え、もうそのまま議事録に残ります。</p> <p>そういうことで、質問者の方はご了承ください。議事録に残るということです。そのまま。</p> <p>それがどうのこうのという意味合いではありません。この議事進行上は、そういうふうな、いいか悪いかの判断はしませんので、質問者とか答弁者がどういう言葉を使って、それが適切な言葉であったかというふうな関係しか、議事進行上は行いませんので、ご了承ください。</p> <p>4番 高橋弘展議員、どうぞ。</p>
4 番	<p>来られていた方が、今、高倉議員と高橋議員以外の方々が、高橋議員の関係者とくくられるのは、非常に失礼じゃないかなと思ったので、そう言った次第です。</p> <p>失礼に当たらないという議長の判断であれば、仕方がないかなと思います。</p> <p>開き直って言いますと、伊藤議員の応援団と、そういうふうに言っていたらよかったのかなと思う次第です。</p> <p>さて、住宅の件に戻りますが、裁判、終わられたと聞きました。この件は解決したのかどうか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>住宅の件はですね、従前から答弁をしておりますとおおり、私と伊藤千鶴氏の個人間の問題であると答弁してきたところです。</p> <p>しかも伊藤千鶴氏本人のですね、令和2年10月28日の裁判に提出した準備書面2においてはですね、本件は、私と伊藤千鶴氏の個人間の問題であると言っているのに、なぜ、一昨年の6月議会から連続して執拗に質問するのかと、まずは聞きたいところですが、この件に関しましては、本年5月21日に判決が出ております。</p>

	<p>主文は、反訴原告の請求を棄却する。つまり伊藤千鶴さんが私を訴えていた裁判、これについては棄却という裁判所の判断でございます。</p> <p>そして2番目に、訴訟費用は、反訴原告の負担とする。つまり伊藤千鶴さんが持たなさいという主文でございます。</p> <p>しかし、2週間の控訴期間がありますので、その期間が6月の10日でございます。伊藤千鶴氏が控訴をしませんでしたので、6月10日に主文のとおり、判決は確定をしていると、私は理解しております。</p> <p>伊藤千鶴氏が、私に精神的な慰謝料として250万円の支払いを求めた裁判は、伊藤千鶴氏の訴えが認められず、棄却されたということです。</p> <p>つまり福岡地裁においては、私は伊藤千鶴氏に対して、住宅の売買条件を通知し、購入する機会を与えてないといけなかった義務は、負ってなかったという判断がされたということで、私は理解しております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	この件に関して、もう判決が出て、要は、控訴もなかったということで、村長としては、これは、もう解決した案件ということで思っているということでしょうか。
議長	村長
村長	伊藤千鶴氏から訴えられたこの裁判については、解決をしたと理解しております。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	その言い方をされると、まだ何か解決してないことがあるんでしょうか。
議長	村長
村長	高橋議員の今の質問の意図がちょっと分かりませんが、先ほども言いましたように、伊藤千鶴氏が私を訴えていた裁判については、解決したと思っているということです。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>この伊藤氏との話、この平成29年から始まった話に関しては、もうこれはこれで、村長としては解決した案件、すべてが解決した案件と思っておりますか、というお尋ねです。</p> <p>裁判、裁判で解決、もう判決が出て、結果が出ました。控訴もありませんでしたというのは、今、私が言った話です。</p> <p>それ以外、判決が出ましたということだけ村長が言われるので、すべて、今までこの議場でもやってきた部分、すべてこれで解決したということで村長は思われているのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと高橋議員のなんか、回りくどい言い方というのが全然分からないんですけど。</p> <p>この伊藤千鶴氏が訴えてた裁判については、解決をしたと思っているということです。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	じゃあ、何かまだ伊藤氏と話し合いを続けられたりとか、何か交渉事が行われるのでしょうか。
議長	村長
村長	伊藤千鶴さんはそういうことがあって私を訴えたと思っておりますので、私のほうから別段、その伊藤千鶴さんに対してどうこうというのは、今、考えてはおりません。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	そう言っていただいて、なおかつ、これはもう解決した事案というふうな具合であ

	<p>るのであれば、言えばそこで、こちらも「ああ、そうなんです」という話なので、その言い方がですね、この裁判は終わりましたと。裁判だけじゃなくて、裁判の前からいろいろ話されていたこといろいろあって、で、最終的に裁判という形になったんだと思うんですけども。</p> <p>これの事案が、一旦当事者間、これで解決したとっていいんですか。もう一度、最後にお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	高橋議員が言われるいろんな案件があって、この裁判になったわけですので、それで、その裁判の結果で関係は終息したと思っています。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>そう言っていただければ、すごく話が分かりやすかったんですが。</p> <p>最初の答弁の際に、くだりで、個人間で最初から話をしてたのに、議会でいろいろ追求されてというくだりがありました。でも、そもそもこれ、村長として話を受けたわけですね。社長として、ふるさと村の社長として話を引き継ぐ話になったわけですね。だから、議場で問われて何が悪いんですかね。と、私は思っております。</p> <p>この裁判でしか解決ができなかったという部分に関しては、非常に、今後の村政としては辛い部分、そして、不安定な部分というのを呈しているのかなと思う次第です。</p> <p>伊藤氏も常々言われてたのが、やはり最初から事の経緯を説明していただいて、誤っていたことをしたなら謝罪をしていただいたら、私はそれを別に、裁判なんか考えてなかったという部分を言われておりましたが。</p> <p>なぜ最初に、失念していたと、ずっと言われてましたけども、そういうことができなかったのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	そういったところが解決できないんで、伊藤さんが私を訴えた、そういう具合に私は理解します。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>分かりました。</p> <p>よく、今、訴訟社会と言われる具合に、何かあったら訴訟という部分が往々にしてあるかと思えます。</p> <p>ただ、ボタンの掛け違い、最初の段階で、怒りが溜まる前に、最初にボタンの掛け違いをしていなければ、こんな話にはならなかったのかなという具合の話だったかなと、私も思えます。</p> <p>ですので、これを、こういった事案を、やっぱり二度と起こしてほしくない。そうするために、じゃあ、どうしていくのか。そこについて、この後お尋ねしてまいりたいと思います。</p> <p>やはりこの案件で、一つ問題なのは、やっぱり契約という部分があったのか、なかったのか。それが裁判の争点になっておられたかと思えますが、それがなかったから棄却されたんでしょう。</p> <p>契約に係る部分であったり、そういう大事なことが、村長個人だけの話で動いている部分というのが往々にしてあるのかなと。そういった部分がやはりあったので、忘れていたから話が動かなかったと。筋的にはそうなりますよね。</p> <p>村長が多忙なのは皆さんご存じです。その村長に、いろんなやっぱ村民の方からいうと要望したいです。あんなこと聞いてもらいたい、こんなこと聞いてもらいたい。それが、やはりどういうふうにしていくのか。</p> <p>村長という方は行政のトップ、行政の長でありますから、やはり聞いたことを実行させるのに、職員の方々に指示、指令を出すわけですね。それがうまくいかなければ、</p>

	<p>全く村民の方が言ったことが無駄になってしまいます。</p> <p>そこで、ちょっと2番目、3番目に重なる部分がありますけれども。</p> <p>今回、こういうふうに失念していたというふうなことに對して、何か対策は考えられているのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この裁判の判決文というのはですね、これは誰でも見ることができますので、当然、高橋議員はもう判決文を読んでいると思いますけれども。</p> <p>契約と今言われましたけれども、私はそういったところじゃないと、裁判所の判断はですね。そういったところじゃないということを感じております。</p> <p>したがって、あなただってもう十分その辺りは、そういう何と言いますか、ことは考えられておられるでしょうから、ぜひ、もう一度判決文を読んでもらいたいです。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>議場でもこの件に関して、最初のお尋ねされたことを失念しておりましたと。失念していたことに対しては申し訳なく思っておりますと。何度もそう答弁されていたかと思えます。だから、その責任がどうなのかと、今追求しているわけじゃないんです。</p> <p>他の村民の方々が、いろんな村長に要望したことを、失念していただきたいくないんです。どういうふうなその後の対応策等を考えられているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私がですね、失念をしていたと、頼まれて、それからお会いしたときなんかですね、あの件はどうなっているかとか、逆に聞いて来られたりします。「ああ、それで、ごめん、忘れとった」というような形でやってる。そういったところもたまにはあります。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>今のようなことが、ざらにあっては非常に困ります。東峰村の行政としては、やはり伝えたことが情報として、行政の中で共有できてないのであれば、村長に何を言っても意味がないということになってしまいます。</p> <p>言ってきていただいて、「あ、忘れちよった」と、それは忘れてるんじゃないですか。</p> <p>だから、言わせていただきたいのは、いろんな案件を聞きますと。その後に自分だけで取り込まれてしまうと、村長が失念された瞬間に、もうその案件はないことになってしまうんですね。動かないんですよ。</p> <p>だから、どうされるんですか。お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど言いましたけれども、たまにということでもありますので、相談とかされたことをすべて私が忘れてるということではありません。</p> <p>そういったことで、先ほども言いましたように、私が忘れてれば、「村長、それは、頼んどったのはどうなったかな」というような話は、また、されてくれます。</p> <p>私は、「ごめん、忘れてた」というような話、それで、次の段階に進むというようなことも、たまにあります。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>村長ではなくて、例えば行政職員にお願いごと等があって、その職員さんが忘れてたら、村長、どういうふうにご指導をされますか。</p> <p>おそらく激怒されるでしょうね。なんでも言われてたことを忘れてたんだと。なんでそれを情報共有しないんだと。</p> <p>そっくりそのままお返しします。</p>

	<p>これ、村民の方がよく言われる話なんですけれども、村長にお願いしに行ったりとか、話を聞いていただくときに、村長が1人のときが多いと。村長1人でお話を聞かれることが、今まで多々あったと。それでは、やはり困りますね。</p> <p>ぜひ、村民の人たちは大事な話をしに行っているわけなんで、その話が事前に分かればいいですけれども、例えば副村長もいらっしゃいますし、やはり複数の方でしっかりと村民からの声を記録する、もしか共有できる方法をしっかりと取っていただきたいんですが、その辺の対応はされていますでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>それは、どなたがそういうことを言っているか分かりませんが、大体は副村長なり、副村長が多いですね。あと総務課長なり関係する課長等は一緒に聞かせていただいているということでもあります。</p> <p>そういったところが頻繁に聞くんでしょうか、どうなんですか。これは、反対質問じゃないんですけれども、そういったところは、そんなにはないかと、私は思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>村民の方が言われているので、おそらく1人で対応されたことがあるから、この話をしてるんで、その辺しっかり。それも記憶にないと言われるのであれば、もう仕方がない話なんで、もうこれ以上聞きませんが。</p> <p>非常に村民の方も、ない時間を割いて話しに来ています。もちろん村長も同じく、多忙な時間を割いて村民の方の話を聞かれていますので、その時間をやはり無にしないような対応をしっかりと取っていただいて、本当に大事なことであれば、すぐに実行に移さなければなりません。そういう対応ができるような行政機構であっていただきたいと、切に願っております。</p> <p>さて、もう1点、2番目のほうに戻りますが。</p> <p>今回の案件に関して、村長である澁谷博昭氏と株式会社宝珠山ふるさと村の社長である澁谷博昭氏、なんか立場がいろいろ、ころころこの議場の中でも言われておりましたが。</p> <p>村長をするだけでもかなり多忙なところで、この一つの第3センターの社長を兼任するというのはかなり難しいのかなと思われるのですが、現在もこの兼任が可能かどうかということでご認識されているのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>このふるさと村の社長につきましては、これは、ふるさと村の総会のほうで決まりますので、そういった歴代村長が社長をやっているという事実もありますので、これは、そういったところは踏襲していくのかなと思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>しっかりと仕事をしていただければ、別に何も問題ないんですけれども。</p> <p>村長が、澁谷博昭氏が社長になられてから、今回のこの伊藤氏の案件も含め、2回問題起きております。</p> <p>1回目はマフィンの件。専務がやりましたとか、そういう話はないとしても、やはり社長である以上、会社の一番の責任を持つ方だと思います。</p> <p>そういったところで2回、ある意味取締役、会社の中から言うと、善管注意義務違反を2回犯しているようなもんですね。</p> <p>そうであっても、まだ社長として続けていきたいという意向をお持ちでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>この場ですと、そういうことを答えるべきかなとは思いますが、それは、</p>

	私は、そういったところは続けていきたいと思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>ぜひ、3回目のこの善管注意義務違反みたいなことがないように、ぜひ、社長業行っていただきたいと思います。</p> <p>すみません、3点目にもう1回戻らせていただくんですけども。</p> <p>先ほどの失念等々、村長を支える行政機構のあり方という延長線上でお尋ねしますが。</p> <p>先ほどの高倉議員の際にも、私設の秘書がいらっしゃるということで、もちろん政治家されているので秘書を雇われるのはご自由だと思うので、ぜひ、その秘書の方共々頑張っていたいただきたいんですけども。</p> <p>普通の議員の秘書とは違って、行政庁の秘書となると、やはり個人情報であったりとか、行政の守秘義務に係る部分の情報にタッチする機会というのが往々にしてあり得るのかなと。あるとは言っておりません。あり得るのかなという話で。</p> <p>そのご子息ということなんで、もう血縁関係の中でされてる部分もあるんですが、そういった守秘義務契約等々はされているのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>情報等を知り得る可能性もあるかもと、今、高橋議員のほうが言われたと思いますけど、それはあるかもしれません。</p> <p>それと契約等についてはですね、行っておりません。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>あるかもなんで、あった際に、ちゃんとしていただけますかという話なんですよ。そうですね、当然でしょうねというお話がありましたけれども。</p> <p>その契約をされてないのであれば、どうなるのかなという部分でのお尋ねでありました。</p> <p>もう一応村長が秘書として任命されているので、そういう秘書の方が何か問題があった際は、もう村長がすべて責任を負うということによろしいでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	そのような考えでよろしいかと思えます。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>もう1点確認です。</p> <p>私設秘書ということですので、私設秘書の方が、例えば、一般の職員さん、もしか、今管理職でいらっしゃる執行部の方々、副村長を含めですけども、そういった方々に業務上の指示は出せるのでしょうか、出せないのでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	出せないと理解しています。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>最近はあまりお見かけしませんけれども、村長が1期目に村長になられたときは、度々役場内で見かけるときがあって、結構役場職員の方々に、指示か何か分かりませんが、お話されていることが、中に入られてかどうか、そこまで記憶がございませんけれども、ありましたので、ぜひ、その私設の秘書と役場職員の区別、しっかりと付けていただきたいなと思います。</p> <p>さて、この件に関しては、残念ながら裁判終わってしまいましたけれども、ぜひ、村民の方々が同じようなことにならないように、ぜひとも、今後村政に取り組んでいただきたいと思う次第でございます。</p>
休 憩	

議長	11時25分まで換気休憩を取りたいと思います。 (11時19分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、一般質問を再開します。 (11時25分)
議長	4番 高橋弘展議員
4番	次の新型コロナウイルス対策について、お伺いいたします 先日の一般質問の中でもいろいろと答弁ありましたので、今後の東峰村におけるワクチン接種、新型コロナウイルスのワクチン接種の方向性というのがだいぶ見えてきているところかと思えます。 昨日、6月15日、15日なんで全戸配布でこのオレンジ色の紙が、今日届く方もいらっしゃるかと思いますが、来られていると思います。 次のワクチン接種の対象となる方みたいな形でご案内っておりますけれども、次の対象になるのが60歳から64歳に達する方で、59歳以下で基礎疾患がある方、65歳以上でワクチンまだ接種されてない方ということで示されております。 読んでいただければ大体ご理解いただけるのかなというところはあるんですが、2番目の、この59歳以下で基礎疾患がある方、裏面参照で裏面を見ないといけないんですが。 この基礎疾患がある方というのは、どういうふうにもその判断をされるのか。私は基礎疾患がこれありますというのを、どういうふうにお伝えすればいいのか、その辺をちょっとお尋ねします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	基礎疾患のある方ということで、既に慢性疾患で治療をなさっておられる方の多くが、お薬の服用をなさっておられる方が多くおられますので、接種当日の日にお薬手帳などで確認をさせていただこうと思っています。 ただ、そういった手帳などをお持ちでない方も中にはおられると思いますが、そこはもうご本人様のお申し出に従ってということになるかと思えます。以上です
議長	4番 高橋弘展議員
4番	ということであれば、基本的にお薬手帳を持ってくるという体で、例えば、今、かかりつけのお医者さんのほうから、例えば、診断書等々取らなくていいということでもよろしいでしょうか。もし取るとなったらお金がかかってしまいますが、一応確認でお尋ねします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	おっしゃったとおり、診断書等の提示は求めておりませんので、そのようにお願いしたいと思います。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	あと、この基礎疾患がある方と、もう一つ基準を満たす肥満の方、BMI30以上の方ということで、この辺も一応自己申告ということでもよろしいですかね。確認です。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	こちら、この方がお申し出くだされば、身長と体重をご提示されれば、計算すればすぐに分かることではございますが、自己申告の範囲になるかと。そこでわざわざ体重を測っていただいたりとか、そういったことまではするつもりはございません。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	分かりました。 昨日の一般質問の折にも、この第3クール目と言われるこの接種の体制というか、回になるかと思うんですけれども。おそらく余るのではないかという話がありまし

	<p>た。</p> <p>今一度、どういった方々に、余った際に接種されていく方向なのか、それがもう確定事項なのかどうかも含めて、今一度お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>今回の議会の中での一般質問等でも申し上げましたようにですね、余ったワクチンにつきましては、今実施しようとしているのが、まずは特老の職員さんたちですね、それから、役場の保健福祉課のこのコロナ関係を担当しておられる方、保育所の先生方、関係者の方ですね。それから、学校の先生方というところは、ワクチンの、余ればというのはちょっと表現が悪いんですけど、余裕があればそういったところでやっていきたいと考えておるところです。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
5番	<p>対象になったとしても、もちろん自主的、打つか、打たないか、個人の判断になると思うんですけども。</p> <p>ぜひ、その辺の基準、東峰村はやっぱりこういう方々を優先的に、やはりそういうエッセンシャルワーカーと言われる方々なので、打っていただくという方向性をやっぱり、村民の方々に分かるように明示していただきたいなと思います。</p> <p>なんでなんやろうかなって、「あの人なんか打ったらしいばい」とか、そういう噂だけが広まっていくということが一番心配ですし、マスコミが騒ぎすぎておりますので、じゃあ、東峰村はどうなんだと言われた際に、やはり明確な基準を持っていただきたいなと思っております。</p> <p>おそらくそんなに、余裕があればということなんで、枠がたくさんあるわけではないかと思えます。</p> <p>福岡県が、昨日報道の中でもあっておりました。特老の職員さんであったりとか保育士さん、教員の方、また消防団員の方みたいなことも言われておりました。</p> <p>今後東峰村にとって、一番そういう密になりやすいであったりとか、生命を守らなければならないような職業の方々を、上手く東峰村に合った形で抽出していただきたいなと思いますので、ぜひ、その辺を決められた際には、告知していただけますでしょうか。再度お尋ねです。</p>
議長	村長
村長	それは何らかの形でですね、村民の方にはお知らせをさせていただきたいと思っております。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>あと、世間的に少し話題になっておりますが、中高生の対応ですね。</p> <p>今後おそらくこの3クール目が終わった4クール目には、ほぼ全対象ということになるかと思えます。</p> <p>やはりここの18歳未満の方々っていう扱いが、非常に今世間的に難しくなっておりますが、現時点で東峰村の、どういうふうな考えをお持ちかどうか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>今、マスコミ等によりますと、12歳までというお話もあっております。</p> <p>ただ、国のほうは今15歳ということでございます。</p> <p>そういったこともありますけれども、これを東峰村が、極端に言えばですよ、0歳児からというようなことも、やっぱりできませんよね。</p> <p>したがって、国、県等のご指導と言いますか、状況を見ながら東峰村は進めていくことになるかと思えます。</p> <p>そして、今言われましたけれども、4クール目のワクチン確保のほうも大体つきそ</p>

	うでございますので、東峰村といたしましては、今の予定表では8月中にはですね、大体終わるのではないかなと思っているところであります。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>県単位とか国単位の大規模接種場が、結構空きが出てきているような状況もあっております。</p> <p>先ほどのエッセンシャルワーカーの方々にも余裕があればということがありましたが、もしその空きがあるようであれば予定を前倒しとか、そういった部分があるのかどうかも、一応お尋ねしておきます。</p>
議 長	村長
村 長	当然、それはですね、対応していきたいと思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>ぜひ、その辺の臨機応変な対応、人口が少ない村でありますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>もう1点、新型コロナウイルス対策として、おそらくこの6月20日をもって緊急事態宣言解除されるのかなと、今段階に入ってきておりますが。</p> <p>村内、結構観光を生業にされている方というのが多いかと思えます。そういった部分でイベント関係、やはりシビアに行っていないかと、なかなか収益に繋がっていないのかなというのがちらほら聞こえてまいりますが。</p> <p>村として、いろいろ村主催のイベント等々抱えられていると思えますが、この解除された状況において、そういったイベントをどういうふうで開催していくかの考えをお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども申しましたように、村単独で決めて云々というのは、なかなか難しいかと思っております。</p> <p>したがって、福岡県が、どのように解除後のイベント等を取り組んでいくのか、そういったのも見極めながらですね、村としても対応していきたいと考えています。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>やはり個人的な部門であったり、民間で行うイベントというのが、どうしてもやっぱり行政に追従する形が多いかと思えます。行政がしてないから、うちらもできんよねとかいう部分があるので、ぜひ、状況に応じて、対策を練るならこの程度あり得るのかなとか、そういった部分を、ぜひしていただかないと、なかなか経営的に厳しい。</p> <p>逆に、ある程度もう少し見通しが立たないので、イベントやはり難しいと言われるのであれば、そういう商工業者であったり、そういう民間業者に対しての支援策というのを、しっかり明確な形で打っていただきたいと思えますが、そういう支援策等々は、今、考えられていますでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>新たな支援策というのはですね、今のところ考えておりませんが、議員もうご承知のように、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業ですね、これによってやっていっているわけでございます。</p> <p>プレミアム商品券のチラシ等も各戸配布させていただいたと思っておりますけれども、そういった業者と言いますか、自営業の方あたりについてはそういったところが、また新たに出てきたというような形に取れるのかなと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>なかなか人の動きというのが村内に、さあ、来ていただきたいですね、来ていただきたいというふうな雰囲気にならない限りには、なかなかやはり人の動きというのはない中で、やはり観光業であったりとか、要は、村外からのお客さんをもとに成</p>

	<p>り立っている業種の方々にとっては、やはり今の雰囲気、イベントもない、何もないという中で、やはり来てくださいというのは言いにくい状況なんですよ。</p> <p>そういった部分に対して、やはり去年は、そういう等々の支援金がありました。国があつて、県があつて、村もということで、持続化給付金村版というなるものであつたり、そういうコロナの特別支援金という形もありました。</p> <p>このような状況が続くのであれば、そういった部分がまた再度あつて、もう一度民間業者の方々の方々の活力になるような方法も、ぜひ、ご検討いただきたいなと思います。意見としてお伝えしておきます。</p> <p>次にまいります。</p> <p>旧宝珠山グラウンドの枕木の件について、お尋ねします。</p> <p>昨日も一般質問の中で取り上げられておりましたが、JRのほうから無償で譲渡されたという話でしたが、最終的に何本JRから譲り受けられる予定なのでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>日田彦山線のBRTの関連で、昨日も黒川議員等にもお話をさせていただきましたが、それぞれ今、計画をしている段階で、宝珠山駅周辺だけでもですね、1万2千本ぐらいいは何か、当然枕木の面積で平米数を割った単純な計算ですけれども、1万2千本ぐらいいは必要かなと考えているところです。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	1万2千本、そこで使われる予定なんですかね。
議 長	村長
村 長	<p>まだ、あくまでも計画段階でございますので、何本をどう使うということは決まっておられません。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>仮に、仮にが続くと、また言われそうではありますが。</p> <p>状況がまだはっきり分からない中で、どこまでの数受け入れられるのかなという部分が、非常にちょっと困惑しております。</p> <p>じゃあ、もし計画が少し変わって使われなくなったりしたら、その枕木をどうするんだろうなという発想が容易にわくんですけれども、一体全体何本まで引き受けられるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いろんなご心配をされてというか、ご助言をいただいておりますけれども。</p> <p>どのくらいまだ確保できるのかという、その数字さえも分かっていない段階です。</p> <p>当然、今言いましたように、単純に計算すると宝珠山駅だけでも1万2千本ぐらいいは必要かなというような段階でございますので、そういったところも含めてですね、JRのほうとの話し合い、そういったものは進めていかなければならないかなと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>無償というものは、ありがたくもあり怖くもあるものではあります。</p> <p>引き受けたからには、やはり最後まで責任を持たないといけないというのは、もちろんご承知のところではあると思うんですけれども。</p> <p>枕木というのが非常に有益なものというか、なかなか手に入らない価値があるものというのは、私もすごく思っています、いいことだなとは思っているんですけれども、これ、もし余った場合に産業廃棄物なんですよ。</p> <p>産業廃棄物で、じゃあ、一般の方に払下げをすればいいじゃないか、という発想も容易にわくんですが、これいろいろ調べた、聞いたところ、JRのほうは一般の方に</p>

	<p>は供与しないということ、原則としてお持ちなんですよ。</p> <p>これが、いろんな2次業者、3次業者にわたる間にどこからか流れてきて、市場とか市内に流通しているということがあっております。どこまでJRさんと協議されているか分かりませんが、その辺大丈夫ですか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>ご心配をいただいておりますけれども、大丈夫ですかと言われても、大丈夫ですと答えざるを得ないかと思っておりますけれども。</p> <p>JRのほうとはですね、村に無償譲渡することでありまして、それから、村から個人とか何とかにはですね、分けると言いますか、渡してはならないというようなことは言われておりますので、村としてもそのようなことで取り組んでいきたいと思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>もう1点、1万2千本という数字がすごく気になるんですけれども。</p> <p>1万2千本使われる、村長は今どういう構想をお持ちなのか、もう少し分かりやすく、1万2千本、今の、私の計画の中で必要だということを、もう少し丁寧に説明いただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>東峰村日田彦山線沿線振興協議会という組織があります。</p> <p>その中で、村人も入っていただいて協議を進めているわけですが、1万2千本の枕木なんかにつきましては、宝珠山駅周辺ですね、駐車場とか、そういったところを考えていますので、そういったところで使っていくということで、今、JRのほうから確保させていただいているところであります。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ぜひ、その計画等々早めに使って、無駄のない枕木をご活用いただきたいと思っております。</p> <p>2点ほど、ちょっと意見的に申し上げておきますと、防腐剤が使われているのは、もう皆さんご存じだと思うんですけれども。その防腐剤、なんか昨日は公園で使いたいみたいな話もおっしゃられていたと思うので、その防腐剤というのが健康上問題がないか等々は、よくよくお調べになっておいていただきたいということと、もう一つ、現在の置き方、あのままでは使えるものも使えなくなってしまう可能性が大いにあります。</p> <p>というのが、野ざらしというのがまだしもなんですけれども、そのままにこ積んであるだけなので、その要は、枕木と枕木の間の部分というのは、非常に湿気がそのまま溜まったままになって、業者の方やそれを取り扱う方々から言わせると、シロアリのもとになるよと、もう1つは、腐敗する原因になりますよと。</p> <p>昨日の一般質問の話では、1年半そこに置いたままにするということなので、おそらく村民の方も非常に不安に思われるかと思っております。</p> <p>適切に管理すれば、もちろんルール上で使われていたものなので問題はないんですけれども、やはり違った形で置いたりすると、そういう恐れがありますので、ぜひ、対応をお願いしたいと思います。</p> <p>時間もなくなってきましたので。</p> <p>災害の際とか有事の際に支障を来さないかということで、1年半そこに、旧宝珠山小学校のグラウンドに置かれるということで、以前はドクターヘリとかがあそこに下りることもあったかと思いますが、例えば、災害の際であったりとか、そういった部分の対策というのは、現時点で取られていますでしょうか。</p> <p>一応村民センターも避難所のほう認定されていると思いますが、駐車スペース等々</p>

	その対応はされているか、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	<p>旧宝珠山小学校の運動場に置いております枕木のことで質問だと思いますけれども。安全対策としてはですね、枠で囲って保管をしております。</p> <p>災害時の車両の、駐車場等に影響するのではないかとということですが、全くないということは、現段階では言えません。</p> <p>ただ、そういったことにならないようには注意をしていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>まだ聞きたいことがあったんですけど。</p> <p>2年に1回、あそこ、かたらっ祭られてたと思うんですけども、そういう団体の関係者等々とは話大丈夫かなとかありますので、そういった部分をぜひ、ならないように、お話だけはしていただきたいなと思います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>公園及び遊具、図書館の設置について、お尋ねします。</p> <p>昨日の一般質問においても、この件に関しても、いろいろ先行き検討していくという話いただきました。ぜひぜひ早く進めていただきたいなという部分ありますが、1点、保護者の方からご意見をいただいてという部分がありました。</p> <p>いつも行政の行う部分での意見を聞くというのは、アンケートに偏りがちかと思えます。意見を聞くという部分で、ぜひとも、一緒になって、この公園をつくっていく、そういった取り組みに繋がっていただきたいなと。</p> <p>おそらく場所の選定であったりとか、どういう遊具をするのか、そういった部分に、やはり子どもたちも巻き込んだ上で、こういうみんなが使える公園をつくっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>よく高橋議員、子どもたちも巻き込んでとか何とか言いますが、当然保護者の方との話し合いは進めていこうかと思っておりますが、子どもたちがこういうのが欲しいと言うから、それをこう付けるとかというのは、ちょっと、やっぱりそこら辺りは保護者の方と話し合いながら進めていきたいと思っております。</p> <p>子どもたちがどういう遊具を希望しているのかというあたりはですね、やっぱりそれぞれの子もさんたちによって違うかと思っておりますので、そういったところは大事にしながら、公園等をつくっていきたくて考えているところであります。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>おそらくもう発想の部分が違うと思うので、教育長にも、ぜひ、こういう形で教育委員会等々で話をさせていただきたいなというところで、要は、常々言われている、危険性の部分とかあったりするかと思います。遊具によってはですね。回転系が危ないということ、昨日重々言われておりました。</p> <p>やはりどういう遊具がこういうふうに危ないんだとかいう部分に関しては、それはアンケートいったところで分かるはずがないです。やはり合意形成、みんなと一緒に作りながら、こういう遊具、ここにあったらやっぱり危険だよねと、やっぱり遊び方考えないといけないよねという部分を、やはり子どもたちと一緒に、教育の一環としてもですね、つくっていく可能性というのは非常にあるのかなと思います。それがやっぱり子どもたちの居場所づくりであったり、そういう遊び場づくりの根底になるかと思えます。</p> <p>そういった発想で、ぜひ、教育委員さんたちも他の事例がありましたら、捉えていただきたいな。</p> <p>ドイツ等々では、学校校舎、学校をつくる際に、やはり子どもたちがどういうふう</p>

	<p>にしたら学校生活がしやすいか、そういった意見をくみ上げながら、できている学校というのがあると聞いております。</p> <p>ぜひ、そういった部分、おそらく最後の質問になるかと思っておりますので、図書館についてもどういった話が、教育委員会の定例会でされたのかどうか、最後にお尋ねします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>公園については、先ほどから出ていますような形で、それに準ずるような感じになるかと思っておりますけど、図書館も村民の生涯学習の観点からですね、非常に大事なものだと考えております。</p> <p>場所の問題とか、やっぱり小石原、宝珠山地区に1つずつあった方がいいのかなとか、そういうふうな一つの案としてはいろいろ話題は出しております。</p> <p>ただ、まだ現実、実際につくるというまでには、いろんな村のそういった整備計画の優先順位、それから予算の問題、そういった面もあろうかと思っておりますので、総合的に考えて、図書館がいいのか、それとも図書室、図書コーナーとかですね、そっちのほうが利便性がいいのかとか、そういうのを総合的に考えながら、進めていきたいとは思っております。</p> <p>実際、村民の中で、実際に利用している方が100名程度なんですね。だから、これをもっと拡大していくという我々の働きかけももちろん必要なんですけど、そういうのも総合的に考えながら、つくっていききたいとは思っております。</p> <p>ただ、もう1年、2年でつくれとか、そういうことはちょっとなかなか難しいので、そういう優先順位とか含めて考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
議長	これで、一般質問を終了します。
休憩	
議長	<p>12時5分から本会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(11時55分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(12時05分)</p>
議長	<p>これより各議案の質疑、討論、採決を行います。その前に災害対策室長のほうから、昨日配りました資料の説明を行います。</p> <p>災害対策室長</p>
災害対策室長	<p>先日、本会議終了後に配布させていただきました資料につきまして、28ページ、一般会計補正予算の11款1項2目14節工事費の内容で、1日目に、令和2年災の公共土木単独災の申請箇所数のみ補足説明させていただいております。その箇所の場所と、それと概要等について、資料を提出させていただいております。補正予算の参考にとということでよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2 報告第1号「令和2年東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題いたします。</p> <p>今から質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>報告第1号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、終了します。</p>
日程第3	

議 長	<p>日程第3 報告第2号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>報告第2号「令和2年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、これで終了します。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 報告第3号「令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>この一番上の総務管理費の中で、伝説の桜公園銘板設置工事とあります。</p> <p>この伝説の桜公園がどこにあるのか、こういう銘板が必要なのか、そこだけをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>場所につきましては、こちらの対岸の東峰村自然公園の弓道場が整備されておりますが、その周辺に桜を、記念植樹をしております。</p> <p>この桜につきましては、著名な方々からの寄附によって植樹がされております。ご本人が来て植栽されたわけではございませんが、そうしたものを後世に伝えるとか、記念としてですね、銘板として整備させていただくものでございます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>この中ですね、災害復旧費が2件入っておるんですが、昨日の一般質問の中にも、じゃあ、29年災は終わるのかと、なかなか厳しいんじゃないかという一般質問の中もあったかと思えます。</p> <p>それで、令和4年の3月には完了予定ですということはですね、お聞きしたんですが、実際言って5月か、令和4年の5月には完了予定ですというような答弁をいただいていたかと思えます。</p> <p>それで、ここに事故繰越して、これだけの大きな金額を繰り越しておるんですが、実際、確実にこのものが事故繰越して送って、残ることがないのかという、ちょっと心配をしておるところですけれども、その辺りのところどうなるのかということ、もう一度説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>事故繰越しの中身、公共土木施設災と農地・農業用施設災につきましては、もちろん契約しているもので、議員ご心配のとおり、いろんな事情がございまして、1年、2年ちょっと繰り越すような形になっております。</p> <p>中身といたしましては、11款の公共土木施設災のほうが、補助災が2契約分ですね。それから、農地・農業用施設災のほうが、補助災が9契約分、それから、小単災につきましては1契約分のものがこの中に入って、を繰り越すという形になっております。</p> <p>もちろん契約しておりますので、今年度には終わるところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑をこれで終結し、報告第3号「令和2年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」を、これで終了します。</p>

日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第32号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第32号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第33号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>26ページ、お願いいたします。</p> <p>歳出の2款1項5目財産管理費の中の、浄化槽保守点検、指定管理施設の浄化槽保守点検なんですけれども。</p> <p>各施設、これ、どれぐらいの保守点検料になるのか。ざっと上げていただいでよろしいでしょうか。また、後で、よければその資料もいただきたいと思います。</p> <p>すみません、質問回数が限られているので、もう1点、別のことで言うておきますが、8款3項1目の河川費の村有河川改修工事費に関するところですが、山の神及び蔵貫川の延伸みたいな形で説明があっておりましたが、現在の計画と少し変わるのででしょうか。何か延伸計画を変更して、延長されたり、何か拡幅等があるのかどうか、お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>初めのご質問でございます。総務の管理費の委託料、こちらにつきまして、11節につきましては、つづみの里施設のみということでございます。</p> <p>12節の委託料、こちらにつきましては、つづみの里、ちょっといくつかだけ紹介させていただきますと、陶の里館が112万程度、それからつづみの里95万、山村広場16万ということで、あといぶき館、親水公園、岩屋キャンプ場、こちらは管理棟とコテージとございます。それから古民家ヴィラ、里山カフェということ、合計したところで計上させていただいております。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、山の神地区につきましては、事業計画自体の変更はございません。現状発注しております90mのものに加えましてですね、残りの約80mの区間について、今回予算の計上をさせていただいているというところになります。</p>

	<p>蔵貫地区の河川改良につきましてははですね、昨年の出水でもですね、秀山窯さんにおいて浸水被害が発生しているという状況も勘案しまして、秀山窯さんの横のところに隣接する土地になるんですけども、その部分でですね、直線区間を今回付け加えたというところになります。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>先ほどの浄化槽、確認ですけれども、ポーン太の森も含まれていますよね。たぶん言いそびれたんだというのが1点ありました。</p> <p>先ほどの河川改修の件ですけれども、山の神のほうを少しお尋ねしたいんですけども、工事の発注業者が、一応決まっているということで、でありながら、なかなか工事に入っただけがないという、非常に辛い面があつて。先日の大雨、5月に降った際にも、5月だったか、6月だったか、降った際にもやはり隣接する家屋のほうの付近を川の水が越水して、越えていったという案件も聞いております。</p> <p>やはりここがうまくいっていただかないと、いつまで経っても、いつになるのかなという話になりますが。その工事の進捗含めて少しお尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほど説明がちょっと雑駁でございましたけれども、施設の箇所数としては12カ所ございまして、ポーン太の森も入ってございます。ポーン太の森の管理棟、それからキャンプ場、伝産館、陶の里館、つづみの里ということで、あとは私が読み上げたところで、12施設、箇所となります。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、山の神地区につきましては、工期につきましてははですね、4月16日から今年の12月15日というような工期になっておりまして、今現在はですね、準備工のほうをされているというところで確認はしております。なるべくですね、早期の完了を目指してですね、施工業者のほうにもですね、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>村外からこらっしゃっておる業者のところなので、あんまり無理を言いたくはないんですけども、やはり多々、他の工事個所においても遅かったりとか、ちょっとその工事業業者、投げられたみたいな話もお聞きします。</p> <p>ご指導されているという話もあるんですけども、何が最優先なのか、もう一度、今一度、やはり業者の方々ご理解いただいて、もうご理解いただくしかないんでしょうけど、入札で、もう無理なら取らないでいただけるようなことがあればいいんですけども、工事がやっぱり延びれば延びるほど災害に関する区間に関しては、やはり二次災害になり得るので、その部分は重々、今後議会でもそういうことが言われているということを、言っていただきたいなと思います。言いにくい部分もあるかと思いますが。その部分について、ご質問させていただきます。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ご指摘のとおりですね、工事が遅れば、その間に災害が起こるという可能性も当然把握しております。</p> <p>特定の、この会社というわけではないんですけども、しっかりですね、村内外にかかわらず進めていただくように、我々としてもですね、きちんと工程も見てですね、早くならないのかということは、しっかり監督していくというところのかなというふうに考えておりますので、なるべく早い早期の着工に向けてですね、業者とも協議をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	<p>これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第33号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第34号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第34号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 選挙第1号「東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を、議題といたします。 これより東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りいたします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 東峰村選挙管理委員会委員に、金丸伸一郎氏、野寄峰夫氏、佐々木茂季氏、井上國</p>

	<p>雄氏を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました4名を当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました金丸伸一郎氏、野寄峰夫氏、佐々木茂季氏、井上國雄氏が、東峰村選挙管理委員会委員に当選しました。</p>
議長	<p>続いて、補充員の指名を行います。 東峰村選挙管理委員会委員の補充員に、早川文男氏、野寄豊文氏、熊谷啓二氏、梶原達夫氏を指名いたします。 お諮りいたします。 ただ今、議長が指名しました4名を当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名をしました早川文男氏、野寄豊文氏、熊谷啓二氏、梶原達夫氏が、東峰村選挙管理委員会委員の補充員に当選をしました。 次に、補充員の順位について、お諮りをいたします。 補充員の順位は、先ほど読み上げました順序にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、補充員の順位は、ただ今議長が読み上げた順序に決定しました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 発議第1号「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について」を、議題といたします。 補足説明を、提出者黒川隆康議員に説明を求めます。 3番 黒川隆康議員</p>
3番	<p>発議第1号の説明につきましては、決議案の朗読をもって代えたいと思います。 39ページをお願いいたします。 発議第1号「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議(案)」 新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、わが国では令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。 本県においても、これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、県民生活はもとより、特に検査・医療・救急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面している。 全国的に、特に医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県において感染者数が減少傾向に向かっているのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の、自らの危険を顧みぬ献身的な努力によるものである。 よって、本村議会は、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっているすべての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。</p>

	<p>以上、決議する。 東峰村議会名でございます。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>議員が出す決議案に質問するのも非常に心苦しいんですが。 この医療従事者に対する敬意と感謝というのは私も持っておりますが、この決議の中の一番下ですね、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していくとあります。 これは、我々が当然すべきことだと思いますが、提出者としては、どのような議会活動を考えておられるのか、そこだけお伺いしたいと思います。</p>
議 長	<p>3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>議員としてですね、議会として、やはりそういう活動されている人に対してですね、できるだけやっぱり支援する。励ましの言葉をかけたりですね、慰労したり、それから、僕らが何かお手伝いできることがあればしていくと、そういうことを考えているところでもあります。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決いたします。 発議第1号「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生調査検証特別委員会から、閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長より、あいさつの申し出がっております。これを許可いたします。 村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p>

	<p>本日は、令和3年第6回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後とも行政運営に生かしていく所存でございますので、今後とも議員各位のご協力とご理解をよろしくお願いをいたします。</p> <p>さて、本年は、20日も早い梅雨入りで、河川の水量も多かったことから、棚田においても滞りなく田植えが終わったようです。</p> <p>しかし、九州北部豪雨災害から満4年目となりますが、頭首工をはじめ農地の災害復旧等が未着手の場所もあり、耕作放棄地や離農者が出ないよう一日も早い復旧に向け取り組んでいく所存であります。</p> <p>また、コロナワクチンも6月28日の週に3クール目の1, 170回分が入荷し、その後も4クール目のワクチンの入荷の予定があるところでありますので、本村としては、8月中にはワクチン接種を希望するすべての方に対応できそうです。</p> <p>しかし、ワクチン接種後も安心することなく、従前からの予防対策の徹底にご協力をお願いする次第であります。</p> <p>また、今年の梅雨が何事もなく終息し、併せてコロナウイルスワクチン接種も早く終了し、普段どおりの安全・安心な生活に一日でも早く戻れることを祈念いたしますとともに、議員各位におかれましても、これから夏本番を迎えますので、健康管理に十分注意され、今後もお一層の村政へのご協力とご理解をお願い申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和3年第6回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (12時32分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>

